

# 現行意匠審査基準

## 一部抜粋資料

## 第2部 意匠登録の要件

意匠登録出願されたもの(注)が意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注)

意匠登録出願されたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠に該当するかどうかの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること (→第2部第1章)
- (2) 新規性を有すること (→第2部第2章)
- (3) 創作非容易性を有すること (→第2部第3章)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→第2部第4章)

(注)

上記の要件を満たしている意匠であっても、意匠登録出願が以下のいずれかに該当するときは、意匠登録を受けることができない。

- (1) その意匠登録出願が下記の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
  - ①意匠法第5条(意匠登録を受けることができない意匠)
  - ②意匠法第8条(組物の意匠)
  - ③意匠法第9条第1項又は第2項(先願)
  - ④意匠法第10条第1項から第3項(関連意匠)
  - ⑤意匠法第15条第1項において準用する特許法第38条(共同出願)
  - ⑥意匠法第68条第3項において準用する特許法第25条(外国人の権利の享有)
- (2) その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
- (3) その意匠登録出願が意匠法第7条に規定する要件を満たしていないとき。
- (4) その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

## 第1章 工業上利用することができる意匠

### 21 関連条文

#### 意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第3項及び第4項略）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

（第2項略）

#### 意匠法施行規則

##### 様式第6〔備考〕

7 図形（参考図の図形を除く。）の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

8 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもちて当該図の記載に代えることができる。

9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- 10 平面的なものを表す図面は、同一縮尺により作成した表面図及び裏面図のうち意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて表面図を裏面図に代えることができる。
- 12 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地ものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 13 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略することができる。この場合において、その省略箇所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示す等により明らかにし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 8から10までの図面だけでは、その意匠を充分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。
- 15 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断箇所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。
- 16 部分拡大図を描くときは、その拡大箇所を当該部分拡大図のもとの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。
- 18 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わせられたままではその意匠を充分表現することができないものについては、組み合わせられた状態における図のほか、その物品のそれぞれの構成部分について8から10までの図面及び14の図を加える。
- 19 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を充分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を充分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。
- 20 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を充分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。
- 21 衣服又は装身具等の意匠であつて、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用等した状態で図示しなければその意匠を充分表現することができないものについては、次に掲げる方法の少なくともいずれか一方により意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるときは、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができる。
- イ 願書の「【意匠の説明】」の欄に意匠登録を受けようとする意匠を特定する方法を記載する。
  - ロ 願書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のものを破線で描く等する。
- 25 物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。
- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
  - ロ 外周の外側、内面又は肉厚内のいずれか一方に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は後面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。

ハ 外周の外表面、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

## 21.1 意匠法第3条第1項柱書の規定

意匠法第3条第1項柱書は、意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しなければ、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。

意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならず、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→21.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→21.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→21.1.3)

### 21.1.1 意匠を構成するものであること

意匠法は意匠の創作を保護するための法律であり、意匠とは、物品の形態であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである。

よって、意匠登録出願されたものが、意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (→21.1.1.1)
- (2) 物品自体の形態であること (→21.1.1.2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (→21.1.1.3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→21.1.1.4)

#### 21.1.1.1 物品と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠として成立するためには、物品の形態についての創作でなければならず、物品と形態とは一体不可分であることから、物品を離れた形態のみの創作、例えば、模様又は色彩のみの創作は、意匠とは認められない。

##### (1) 意匠法の対象とする物品について

意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

##### (2) 物品と認められないものの例

###### ①原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであって

も、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの、例えば、門、組立てバンガローは、物品と認められる。

## ②固体以外のもの

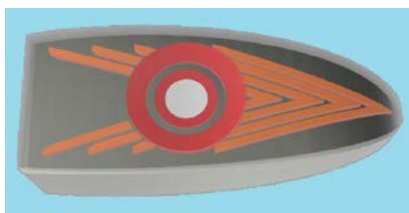
電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない。

なお、点灯部を有する物品（注）であって、当該物品の点灯部を点灯させることにより、当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠の形態を構成する要素として取り扱う。

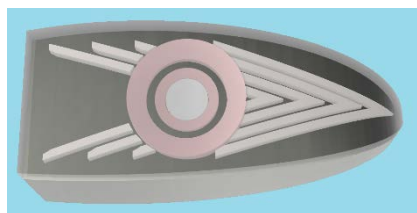
（注）例えば屋内外の照明器具、自動車用の灯火器等の周囲を明るく照らすための物品や、物品の一部に警告表示や電源表示のためのランプ部を有する物品等。

### 【事例】自動車用尾灯

【正面図】



【消灯状態を示す正面図】



※説明の都合上、その他の図は省略した。

（本事例においては、事例の明確化のために「消灯状態を示す正面図」も記載しているが、同図の記載がなくても、点灯部の形態の特定には支障が無いものと認められる。）

## ③粉状物及び粒状物の集合しているもの

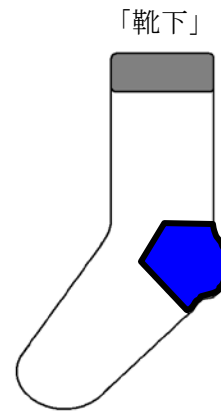
粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であっても一定の形態を有していても、その集合体としては特定の形態を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形態を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

## ④物品の一部であるもの

その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、そのみで通常の取引状態において独立の製品として取り引きされるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品（部分品）は、それが互換性を有しており、かつ通常の取引状態において独立の製品として取り引きされている場合には、物品と認められる。

**【事例】**

「靴下のかかと」



**21.1.1.2 物品自体の形態であること**

意匠は、物品の形態であることから、物品自体の形態と認められないものは、意匠とは認められない。

(1) 物品自体の形態について

物品自体の形態とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形態をいう。

(2) 物品自体の形態と認められないものの例

①販売展示効果を目的としたもの

例えば、物品がハンカチの場合、販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体の形態とは認められない。ただし、折り畳んだハンカチを別の物品の形に模して置物にしたような場合は、置物という物品自体の形態と認められる。

**21.1.1.3 視覚に訴えるものであること**

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。

(2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

①粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

#### 21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

##### (1) 美感について

意匠法第2条第1項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

##### (2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例

- ①機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの
- ②意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

#### 21.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- ②意匠の形態

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分であり、また、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

意匠に係る物品全体の形態が図面に表されていない場合は、図面において開示されていない範囲の形態（規則に従い省略した場合を除く）については意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表された部分についての部分意匠として取り扱う（具体的な取り扱いについては第7部第1章参照）。また、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

- ①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に合理的に善解し得る場合



- ②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。

また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

（1）意匠が具体的なものと認められない場合の例

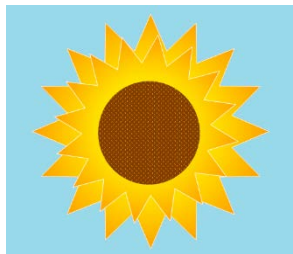
願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、以下のように具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合
- ②図が相互に一致せず、意匠の内容を特定できない場合
- ③図面、写真などが不鮮明な場合
  - （i）図面、写真などが不鮮明であることなどにより、正確に意匠の内容を知ることができない場合
  - （ii）背景、ハイライト、陰影などがあらわされたものであるか否かが判断できず、正確に意匠の内容を特定できない場合

例えば、下の例のように、図全体が出願の意匠の形態を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的なものと認められない。

背景の彩色についての説明が必要なものの例  
意匠に係る物品「装飾用シール」

【表面図】



出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明

※説明の都合上、その他の図は省略した。

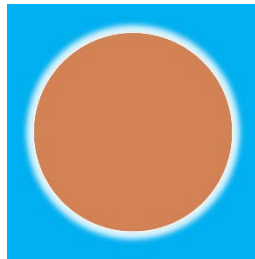
- （iii）点灯部を有する意匠について、点灯した状態を表したことにより、

意匠の形態が不明確となる場合ただし、点灯した状態のみを表していても、意匠の形態の特定に支障が無い場合、又は消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、意匠の形態が特定できる場合は、意匠が具体的なものと認める。

点灯した状態のみを表しており、形態が特定できないものの例

意匠に係る物品「天井じか付け灯」

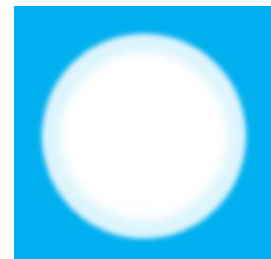
【平面図】



【正面図】



【底面図】



※説明の都合上、その他の図は省略した。

④意匠が抽象的に説明されている場合

願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合

⑤材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合

(意匠法第6条第3項)

⑥変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合

動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合 (意匠法第6条第4項) (意匠法施行規則様式第6備考20)

⑦着色した図面において一部に着色していない部分がある場合

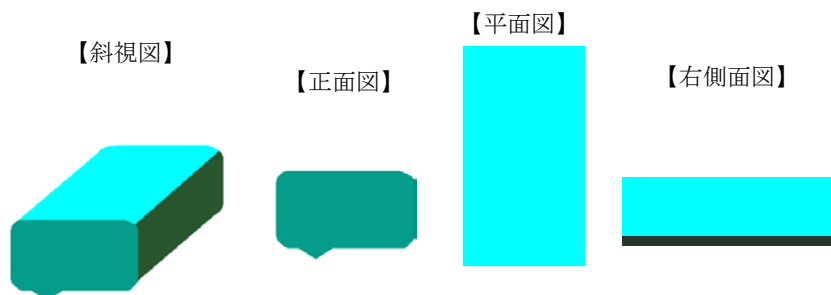
ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く。(意匠法第6条第6項)

⑧図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合 (意匠法第6条第7項) (意匠施行規則様式第6備考25)

⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合。

意匠が特定できないものの例

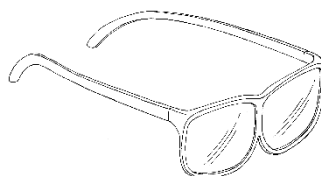
## 意匠に係る物品「消しゴム」



※説明がないと、面ごとに異なる色彩である創作なのか、単色の創作で光の当たり方による陰の濃さの変化により色彩に違いが出ているのか明確でない。

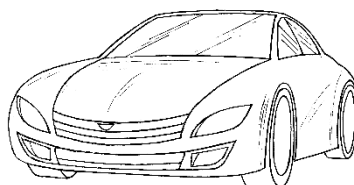
ただし、形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合（意匠法施行規則様式第6備考7）、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合を除く

説明の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らかと認められるものの例



意匠に係る物品「眼鏡」

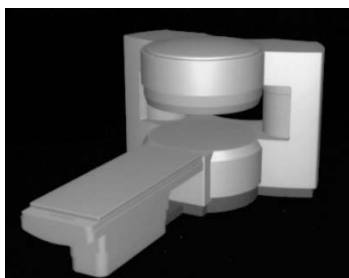
「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではない。



意匠に係る物品「乗用自動車」

「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でない。

説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例



意匠に係る物品「医療用画像撮影機」 意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

物品に表された文字、標識は、専ら情報伝達のためだけに使用されているものを除き、意匠を構成するものとして扱う。

専ら情報伝達のためだけに使用されている文字等の例

- a 新聞、書籍の文章部分
- b 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

⑩立体を表す図面が下記に該当する場合

(i) 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法(キャビネット図(幅対高さ対奥行き)の比率が1対1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特定できない場合。

※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、図を省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。(部分意匠の場合における、「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2に従い判断する。)

なお、他の図と同一又は対称である図は、いずれの図と同一又は対称なのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することで、図示を省略してもよい。

また、等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図(キャビネット図(幅対高さ対奥行き)の比率が1対1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)であって、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図に代えて記載してもよい。

この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
----------------	---------------

背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- (ii) 各図の縮尺が相違し、一の意匠が特定できない場合  
ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。
- (iii) 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していないことにより、具体的な一の意匠の内容を特定することができない場合（意匠法施行規則様式第6備考9）

⑩平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

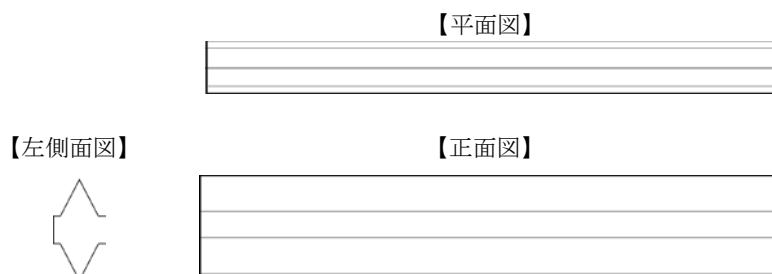
- (i) 図が表面図及び裏面図等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、一の意匠が特定できない場合。  
※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。（部分意匠の場合における、「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2に従い判断する。）  
なお、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図の図示を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の【意匠の説明】の欄に記載する。
- (ii) 各図の縮尺が相違し、一の意匠を特定することができない場合。ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

(注) 平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

- ⑪形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からない場合（意匠法施行規則様式第6備考12）

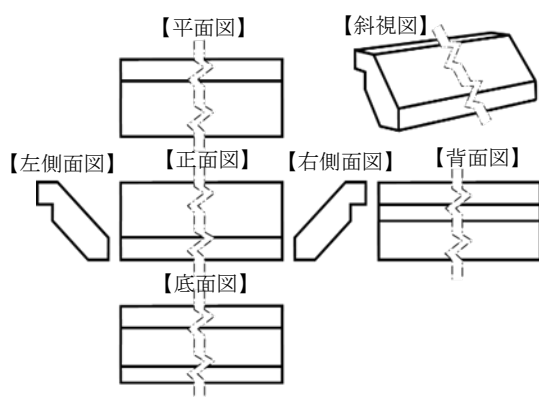
以下の各例については連続状態が明らかであると判断する。

### 連続状態が明らかに分かるものの例①



意匠に係る物品：「針金」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：背面図は正面図と、右側面図は左側面図と、  
底面図は平面図と同一につき、省略する。この意匠は、正  
面図において左右にのみ連続するものである。

### 連続状態が明らかに分かるものの例②

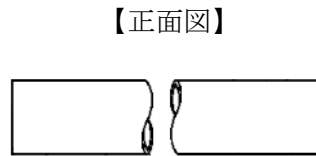


意匠に係る物品：「窓枠材」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

図面の記載及び「窓枠材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇材」とするものであって、図面の記載が、同じ形状または模様が一方にのみ連続または繰り返し連続するもの（以下、「長尺物」という）のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

連続状態が明らかに分かるものの例③



意匠に係る物品：「排気管材」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：左側面図は右側面図と、背面図、平面図、底面図は正面図と同一につき、省略する。

【右側面図】



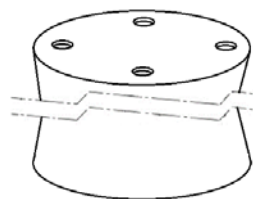
図面の記載及び「排気管材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇材」とするものであって、図面の記載が長尺物のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

⑬意匠法施行規則様式第6備考13によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合

- (i) 何れの部位を省略しているのか不明確である場合
- (ii) 省略箇所が不適切であったり、省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がないこと等から、意匠登録を受けようとする意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲を特定できない場合

意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲が不明なもの例

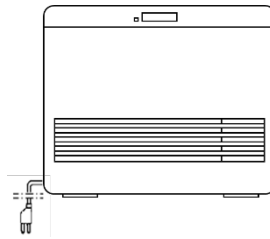


意匠に係る物品：「護岸ブロック」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

ただし、省略箇所の説明がない場合であっても、省略箇所の長さが物品の性質上特定できる場合や、省略箇所が電源コードの中間部分のように、種々の長さのバリエーションがあるものであって、当該長さが意匠の特徴とはなり得ないものである場合は、省略箇所についての説明がなくても、開示がなされた部分についての意匠の内容が特定できるものと判断する。

省略箇所の説明がなくても意匠の内容が特定できるものの例



意匠に係る物品：  
「温風暖房機」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

⑭ 6面図又は2面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記の図面がない場合

(i) 意匠法施行規則様式第6備考14に規定する展開図、断面図、拡大図など

(ii) 積み木、組木にあつては意匠法施行規則様式第6備考19に規定する斜視図

⑮ 断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合

(i) 切断面に平行斜線が不完全又ははない場合

(ii) 切断箇所が表示（切断鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く。（意匠法施行規則様式第6備考15）

⑯ 部分拡大図について、その拡大箇所の表示（切断鎖線、符号、矢印）がない場合（意匠法施行規則様式第6備考16）

⑰ 分離できる物品が下記に該当する場合

ふたと本体のように分離することができる物品であつて、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がない場合（意匠法施行規則様式第6備考18）

⑱ 透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第6備考25の規定によって作成されていない場合

(注) 備考25に規定する「外周」について

コップの縦断面図による例示





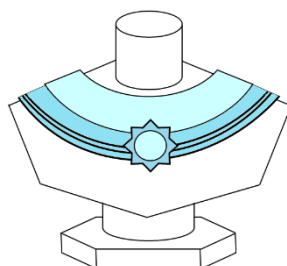
- (i) 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考25イの要領で表す。ただし、肉厚は表さない。
- (ii) その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考25ロ、ハの要領で表す。  
なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。(意匠法第6条第7項) (上記⑧参照)

⑱ 図面中(参考図を除く)に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

図面中(参考図を除く)には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものが明確に特定できるものの例

【事例】「首飾り」



【意匠の説明】

白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものは特定できるが、意匠登録を受けようとする意匠の形態が不明であり、意匠が具体的でないものの例

【事例】 「マフラー」



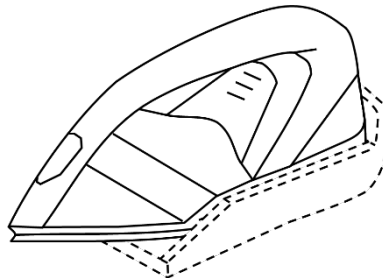
【意匠の説明】

写真中、黒い針金で形成した展示具及びテーブルクロスは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

⑳出願に係る意匠の意匠に係る物品が不明である場合

【事例】 Part of Iron



【意匠の説明】

なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

意匠に係る物品の欄の記載が不適切であり、かつ、意匠の説明の欄の記載もなく、図面の記載をみても、意匠に係る物品が、アイロン本体と充電台を含めたものであって、そのアイロン本体を部分意匠として出願しているのか、意匠に係る物品が充電台を除くアイロン本体部品のみであって、充電台はそれとともに用いる物品を表しているにすぎないのかが不明であり、具体的な意匠と認められない。

### 21.1.3 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、特許法、実用新案法にいう産業上利用することができる発明又は考案とは異なり、工業的方法により量産可能なものに限られる。例えば、農具は農業に使用されるものであるが、農具そのものは工業的方法により量産されるものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

#### (1) 工業上利用することができることについて

工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るということであり、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

#### (2) 工業上利用することができるものと認められないものの例

以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

##### ①自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。

##### ②土地建物などの不動産

工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。（上記21.1.1.1(2)「物品と認められないものの例」参照）

##### ③純粋美術の分野に属する著作物

このような著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。

## 第2章 新規性

### 22 関連条文

#### 意匠法

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠  
(第2項略)

#### 意匠法第3条第1項各号の規定

意匠登録出願されたものが工業上利用することができる意匠であっても、意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠（以下「公知の意匠」という。）に該当するもの、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するものは、新規性を有さないものであり、意匠登録を受けることができない。

すなわち、意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠、又は意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠は、それが自己の創作した意匠で自らが公開したものであっても新規性を喪失したものとなり、その意匠と同一又は類似の意匠に該当するものについて意匠登録出願をしても、意匠登録を受けることができない。

#### 意匠法第3条第1項第1号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

#### 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第9条、意匠法第10条等）とは異なり、意匠登録出願の時分（注）を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において公然知られるものとなった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に公然知られた意匠に該当する。

(注)

「外国において公然知られた意匠」の場合には、当該意匠が、その国又は地域において公然知られた時間を、日本時間に換算して判断する。

#### 公然知られた意匠について

公然知られた意匠とは、不特定の者に秘密でないものとして現実その内容が知られた意匠のことをいう。

#### 公然知られた意匠として取り扱わない意匠

##### (1) 登録意匠公報の発行日前の登録意匠

登録意匠公報の発行日前の登録意匠については、意匠権の設定登録がされていても、一般に公然知られた意匠として、意匠法第3条第1項第1号の規定の適用の基礎となる資料とすることには疑義が認められるため、公然知られた意匠としては取り扱わない。

#### 公然知られた意匠に該当する場合の取扱い

公然知られた意匠に該当する場合は、以下のすべてについて具体的に出願人に提示しなければならない。

- (1) 公然知られた意匠に係る物品及びその形態
- (2) 上記意匠が不特定の者に秘密でないものとして現実に知られた事実

#### 意匠法第3条第1項第2号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

#### 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第9条、意匠法第10条等）とは異なり、意匠登録出願の時分（注）を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に頒布された刊行

物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠に該当する。

(注)

「外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」の場合には、その国又は地域において、当該意匠が記載された刊行物が頒布された時間、又は当該意匠が電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時間を、日本時間に換算して判断する。

#### 頒布について

頒布とは、刊行物が不特定の者が見得るような状態におかれることをいい、現実には誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。

#### 刊行物について

刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体（CD-ROM 意匠公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレットなど）をいう。

#### 刊行物の頒布された時期の取扱い

(1) 刊行物に発行時期の記載又は受入印（注）がある場合

①受入印がなく、発行の年月日が記載されているときは、その年月日を採用する。

なお、当該発行の年月日の記載が

(i) 年のみの場合は、その年の末日

(ii) 年月のみの場合は、その年月の末日

と推定する。

②発行の年月日及び受入印があるときは、どちらか早い方の年月日を採用する。

③発行の年月日の記載がなく、受入印があるときは、その年月日を採用する。

(注)

受入印とは、刊行物を受け入れた組織（特許庁意匠課、特許庁意匠課旧資料係、独立行政法人工業所有権情報・研修館、旧独立行政法人工業所有権

総合情報館、旧工業所有権総合情報館、旧万国工業所有権資料館)が受入事実の特定のために、刊行物の表紙等に押した受入組織及び受入日付を明記した印である。

## (2) 刊行物に発行時期の記載及び受入印がない場合

- ①当該刊行物について、書評、抜粋、カタログなどを掲載した刊行物があるときは、その発行時期から、当該刊行物の頒布された時期を推定する。
- ②当該刊行物について、重版又は再版などがあり、これに初版の発行時期が記載されているときは、それを頒布された時期と推定する。
- ③その他適当な手がかりがあるときは、それから頒布された時期を推定又は認定する。

## 意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について

### (1) 意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が異なる場合

それぞれの年月日によって前後関係を判断すれば十分であり、それ以上の時分まで認定、あるいは推定して前後関係を判断する必要はない。

### (2) 意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が同日の場合

意匠登録出願の時が刊行物の頒布された時よりも後であることが明らかな場合のほかは、刊行物の頒布された時期が意匠登録出願の前であるとはしない。

## 刊行物に記載された意匠について

刊行物に記載された意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該刊行物に記載された意匠に該当するか否か、あるいは当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。

### (1) 新規性の判断の基礎となる資料とできると認めら

れるものの例

- ①刊行物に記載された意匠が、いわゆる斜視図により表されていることにより、その背面、底面等の形態が表れていない場合、あるいは、刊行物に記載された意匠の一部が表れていない場合であっても、当該意匠の全体の形態が物品の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、不明な部分の具体的な形態を推定できるもの
- ②刊行物に記載された物品に係る意匠はもちろん、その物品の中に含まれるその物品とは非類似の物品に係る意匠（例えば、部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形態を識別できるもの
- ③意匠公報に掲載された部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において意匠に係る物品の具体的な形態を識別できるもの

## 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について

### (1) 回線について

回線とは、一般に往復の通信路で構成された、双方向に通信可能な伝送路を意味する。一方向にしか情報を送信できない放送（双方向からの通信を伝送するケーブルテレビ等は除く。）は、回線には含まれない。

### (2) 公衆について

公衆とは、社会一般の不特定の者を指す。

### (3) 公衆に利用可能について

公衆に利用可能とは、社会一般の不特定の者が見得るような状態におかれていることを指し、現実には誰かがアクセスしたという事実は必要としない。例えば、インターネットにおいて、リンクが張られ、サーチエンジン（注1）に登録され、又はアドレス（注2）が公衆への情報伝達手段（例えば、広く一般に知られている新聞、雑誌等）にのっており、かつ公衆からのアクセス制限がなされていない場合には、公衆に利用可能である。

（注1）



検索エンジンとも呼ばれ、インターネット上で目的とするサイトを探すためにデータベース的な役割を果たすサイトを指す。

(注2)

URL (Uniform Resource Locator) という表記方法で表記されたインターネットのサービスの所在地を指す。一般に、http://xxx.or.jp のように表記される。

#### (4) 公衆に利用可能となった意匠の時期について

当該意匠登録出願前に、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった事実が認められれば足りる。

### インターネットを通じて得られる意匠情報の審査上の取扱い

インターネットを通じて得られる意匠情報（以下「電子的意匠情報」という。）を、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠として引用するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること (→22.1.2.8.1)
- (2) 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおりに掲載されていたこと (→22.1.2.8.2)

#### 22.1.2.8.1 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること

インターネットにのせられた情報は、不特定の者がアクセス可能な情報であり、頒布された刊行物に記載された情報と同様の情報伝播力を有するので、通常、公衆に利用可能な情報である。

ホームページへのアクセスにパスワードが必要であったり、アクセスが有料である場合でも、その情報がインターネットにのせられており、その情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができ、かつ不特定の者がアクセス可能であれば、公衆に利用可能な情報であるといえる。

- (1) 電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報と認められるものの例

- ①サーチエンジンに登録されており検索可能であるもの  
又はその情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができる状態にあるもの（例えば、関連ある学術団体やニュース等からリンクされている場合又はアドレスが新聞や雑誌等の公衆への情報伝達手段にのっているもの）
- ②パスワードが必要なものにおいては、パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、パスワードを手に入れることが有料かどうかは問わず、誰でも何らかの手続きを踏むことで差別無くパスワードを手に入れてアクセスできるようになるホームページであれば公衆に利用可能な情報である。）
- ③有料のホームページにおいては、料金を支払うことのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、誰でも料金を支払うことのみで差別無くアクセスできるようになるホームページであれば公衆に利用可能な情報である。）

(2) 電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報と認められないものの例

インターネットにのせられていても、以下に該当するものは公衆利用可能性があるとは言い難い。

- ①インターネットにのせられてはいるが、アドレスが公開されていないために、偶然を除いてはアクセスできないもの
- ②情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等）
- ③情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの（有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く。）
- ④公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）

#### 22.1.2.8.2 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおり掲載されていたこと

##### (1) 引用する電子的意匠情報の掲載日時（注）及びその内容の改変の問題

インターネットにのせられた情報は改変が容易であることから、引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたかどうかは常に問われることとなる。

審査官が電子的意匠情報を発見した時点では、引用しようとする電子的意匠情報の掲載日時の表示が意匠登録出願前であったとしても、その表示自体が改変されている可能性を完全に排除することはできない。

（注）

掲載日時の表示については、インターネットの情報がそのホームページにのせられた国又は地域の時間を、日本時間に換算して判断する。

##### (2) 引用する電子的意匠情報の掲載日時及びその内容の改変の問題への対応

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページについては、審査官がアクセスした時にのせられている内容が、ホームページで示されている掲載日時の表示の時点にのせられていたものと推認して引用する。

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合には、引用することができるか否かを調査する。

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義を解消する可能性が少ないホームページにのせられている情報は引用しない。

(3) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページの例

以下のホームページに掲載されている電子的意匠情報は、通常、問い合わせ先が明らかであり、当該疑義も極めて低いと考えられる。

①刊行物等を長年出版している出版社のホームページ  
(新聞、雑誌等の電子情報をのせているホームページ)

②学術機関のホームページ(学会、大学等のホームページ)

③国際機関のホームページ(標準化機関等の団体のホームページ)

④公的機関のホームページ(省庁のホームページ)

ただし、このようなホームページであっても、掲載日時が表示がない場合は原則的には引用しないが、掲載された電子的意匠情報に関してその掲載、保全等に権限及び責任を有する者によって、ホームページへの掲載日時及び内容についての証明が得られれば引用することができる。

(4) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合の対応

審査官は、引用しようとする電子的意匠情報の当該疑義があると判断した場合には、問い合わせ先等として表示されている連絡先に、改変されているか否かの照会をして、当該疑義について検討する。

検討の結果、疑義が解消しないものに関しては引用しない。

(5) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義を解消する可能性が少ないホームページ

の取扱い

問い合わせ先が明らかでないもので、かつ掲載日時の表示が示されていないホームページは、当該疑義を解消する可能性が少ないので引用しない。

#### 電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠について

刊行物に記載された意匠と同様に、電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該意匠に該当するか否か、あるいは、当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。(前記 22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照)

## 第3章 創作非容易性

### 23 関連条文

意匠法

第三条

(第1項略)

- 2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

#### 23.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、意匠法第3条第1項第1号又は第2号に規定する意匠登録出願前と同様に、出願の時分を考慮するものであって、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第9条、意匠法第10条等）とは異なる。また、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたか否かの判断の基準時も、意匠登録出願前である。

#### 23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）は、創作非容易性を判断する主体である。当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

#### 23.3 公然知られたについて

公然知られたとは、意匠法第3条第1項第1号に規定する公然知られたと同義である。すなわち、不特定の者に秘密でないものとして現実にその内容が知られたことをいう。

そして、公然知られたのうち、その名称をいえば、証拠を出すまでもなく思い浮かべることができる状態を特に、広く知られたという。

なお、外国において広く知られたとは、当該国において広く知られたことは必要であるが、必ずしも複数の国において広く知られたことを要しない。また、当該国で広く知られていれば、日本国内において広く知られていることを要しない。

## 23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料

以下に該当するものは、いずれも創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

- (1) 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 (→23.4.1)
- (2) 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 (→23.4.2)
- (3) 公然知られた意匠又は広く知られた意匠 (→23.4.3)

### 23.4.1 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

以下に該当するものは、いずれも公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

- (1) 日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合
- (2) 日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合  
ただし、刊行物は頒布されただけでなく、公然知られた状態にあるものでなければならない。

また、刊行物に記載される場合には、一般に、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合がそれ自体単独で公然知られたものとなることはほとんどなく、刊行物に記載された公然知られた意匠に係る物品と一体不可分な状態で表されているものが大多数である。このような場合においても、当該物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、それ自体として具体的な態様を識別できるものであれば、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、上記の場合、刊行物に記載された公然知られた意匠に係る物品と意匠登録出願された意匠に係る物品との類否は問わない。

### 23.4.2 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

日本国内又は外国において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、それ自体単独で広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合はもちろん、広く知られた意匠に表された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合についても、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

#### 23.4.3 公然知られた意匠又は広く知られた意匠

公然知られた意匠又は広く知られた意匠も、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

### 23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

#### 23.5.1 置換の意匠

置換とは、意匠の構成要素の一部を他の意匠に置き換えることをいう。

公然知られた意匠（広く知られた意匠に基づく場合も同様とする。以下同じ。）の特定の構成要素を当業者にとってありふれた手法により他の公然知られた意匠に置き換えて構成したにすぎない意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

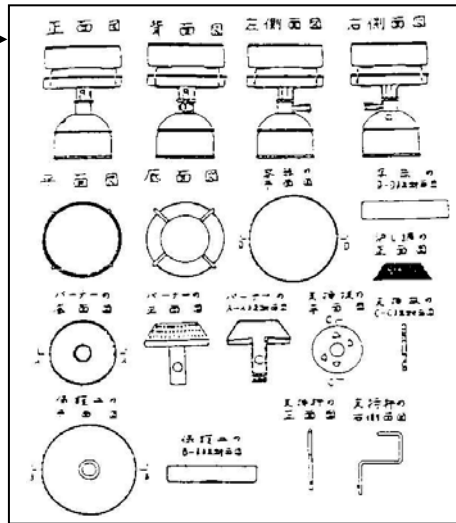


【事例1】

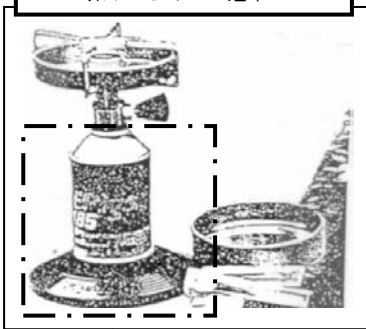
その意匠の属する分野において、ポンペを変更することは、燃料使用時間に応じて一つの機種で数種のポンペを用意していることが一般に行われている点を考慮すれば、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

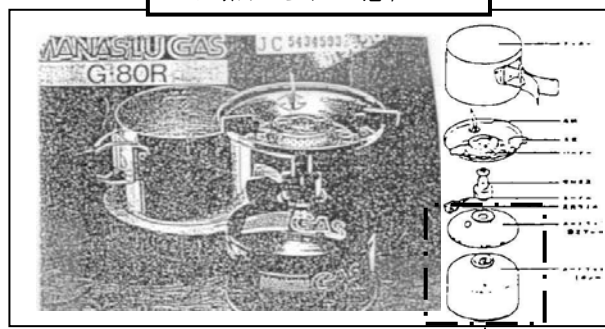
「ガストーブ兼用こんろ」



公然知られた意匠1



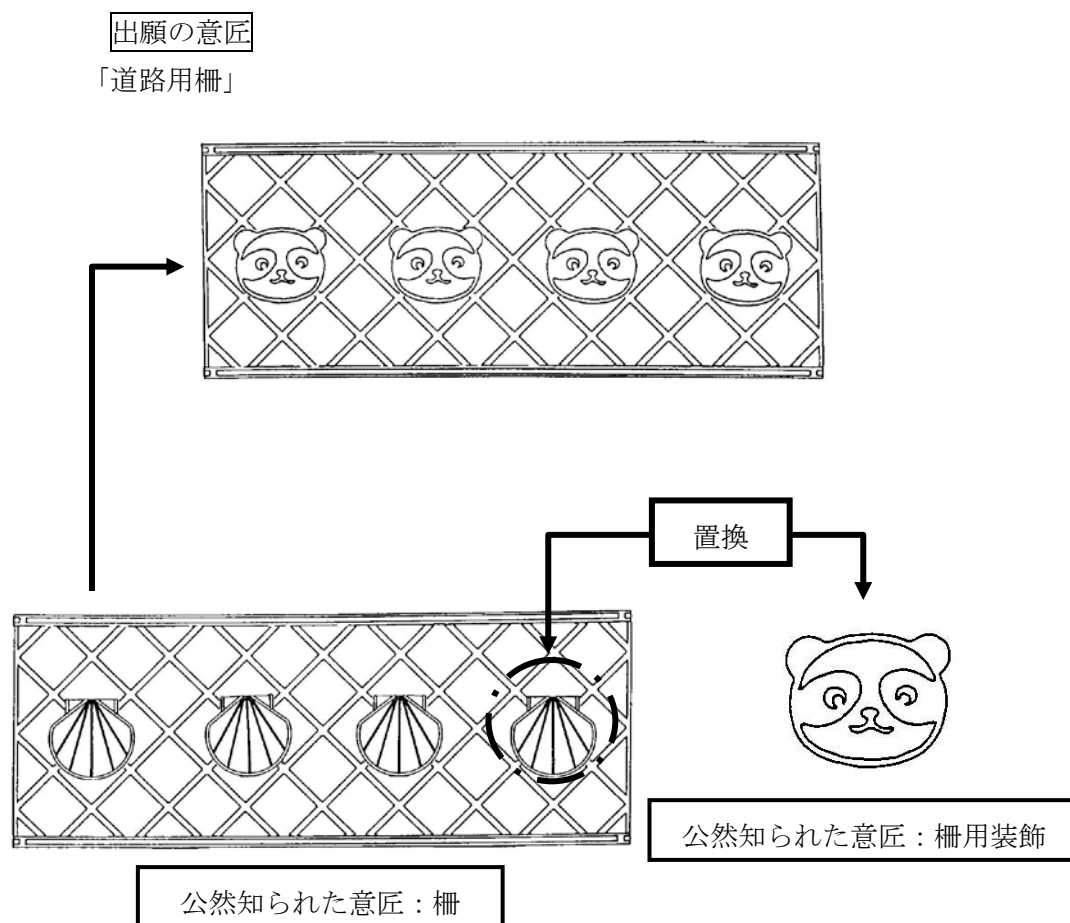
公然知られた意匠2



置換

【事例2】

その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の装飾板部分を単に他の装飾板に置き換えて構成することは当業者にとってありふれた手法である。

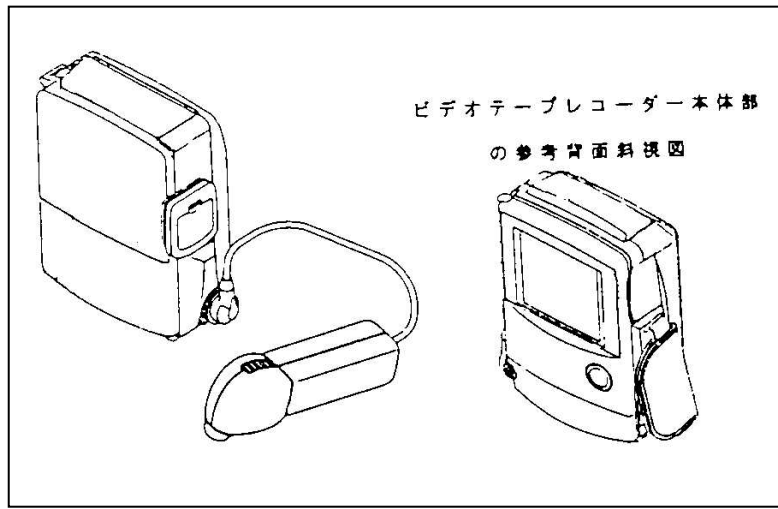


【事例3】

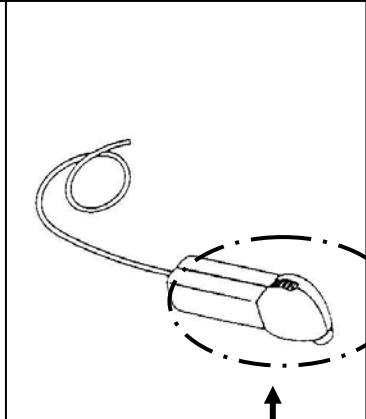
その意匠の属する分野において、分離可能な部品（テレビカメラ）の形状等を他の部品（テレビカメラ）の形状等に置き換えることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

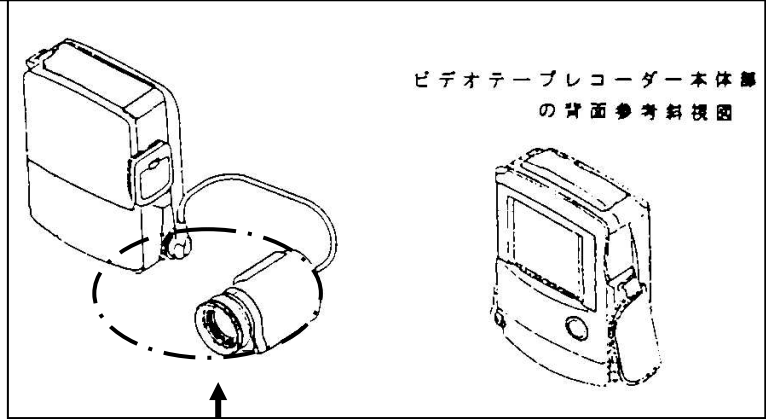
「ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ」



公衆知られた意匠：テレビカメラ



公衆知られた意匠：ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ



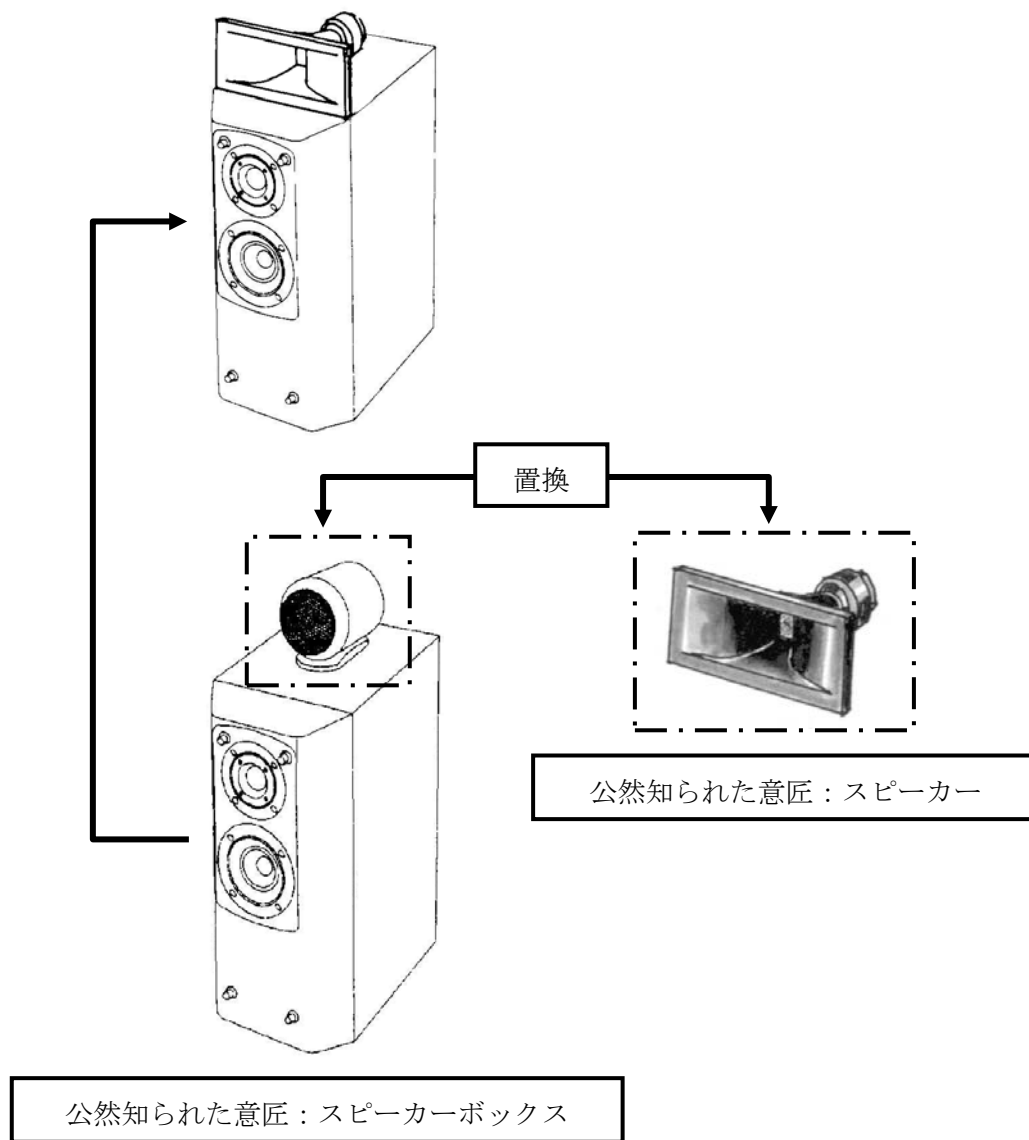
置換

【事例4】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「スピーカーボックス」

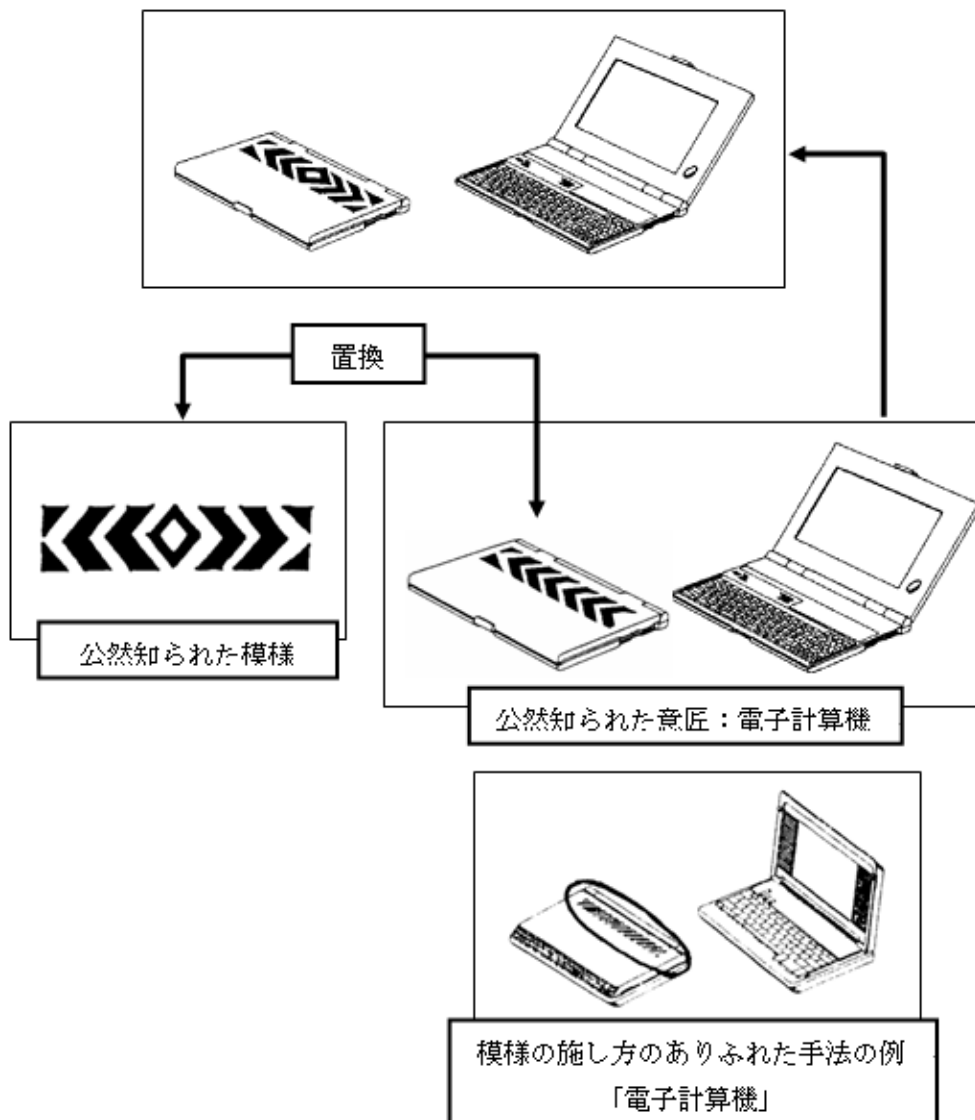


【事例5】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」



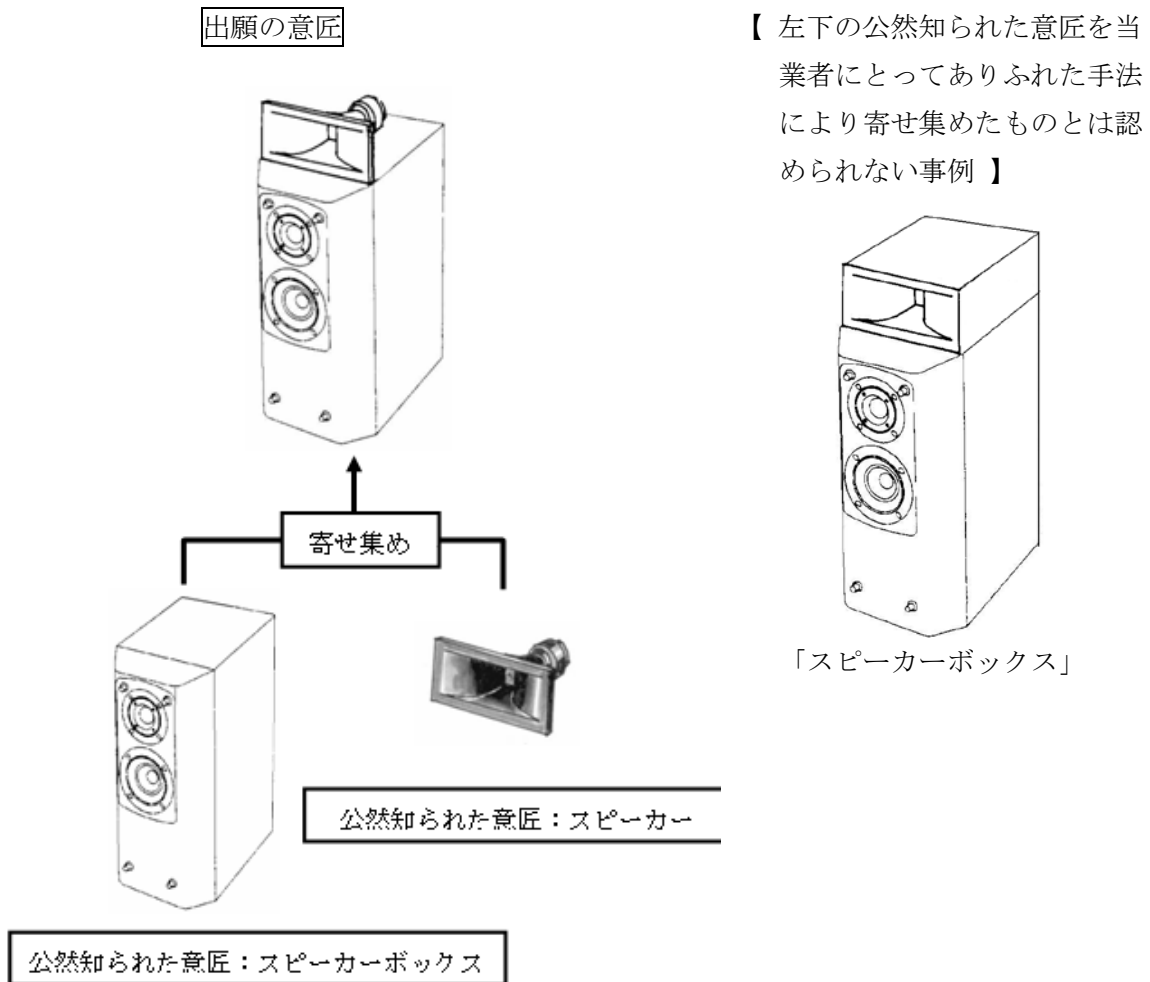
### 23.5.2 寄せ集めの意匠

寄せ集めとは、複数の意匠を組み合わせ一の意匠を構成することをいう。複数の公然知られた意匠を当業者にとってありふれた手法により寄せ集めたにすぎない意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

#### 【事例1】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

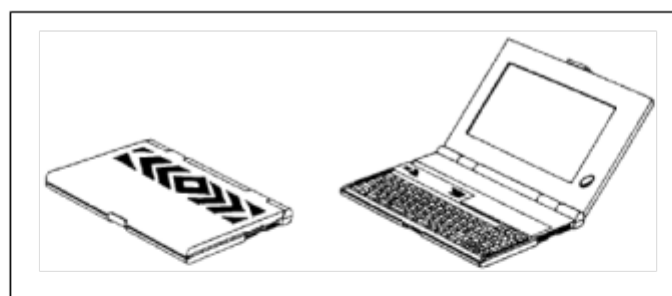


【事例2】

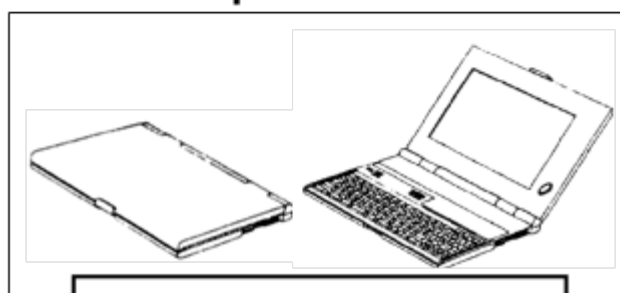
その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」



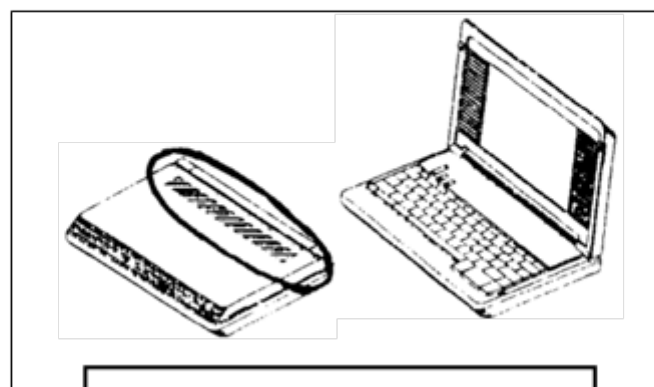
寄せ集め



公然知られた意匠：電子計算機



公然知られた模様



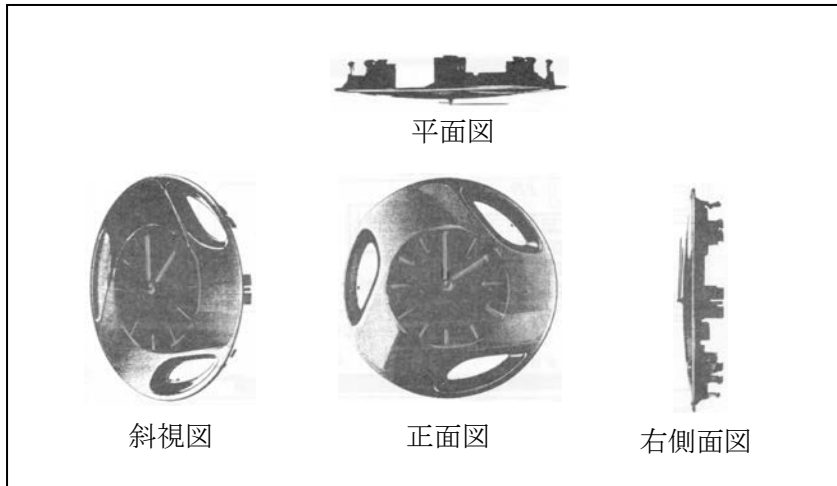
模様の施し方のありふれた手法の例  
「電子計算機」

【事例3】

その意匠の属する分野において、様々な具体物等をベースとしてその一部に時計をはめ込むこと、及び略円板状ベース部分の中心に時計をはめ込むことは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「時計」



寄せ集め

中央にはめ込まれた時計は、広く知られた意匠である。



### 23.5.3 配置の変更による意匠

公然知られた意匠の構成要素の配置を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

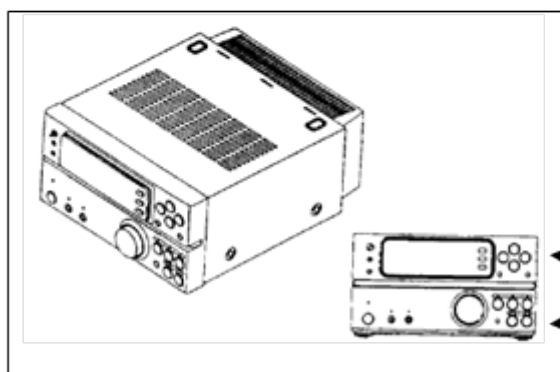
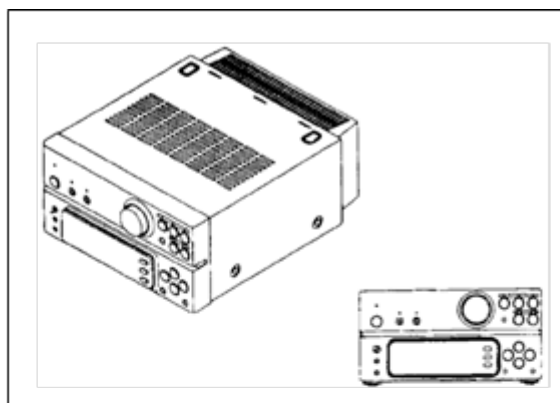
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

#### 【事例】

その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の通常使用状態においてイコライザー用表示部と増幅器用操作部の配置を変更することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「イコライザー付増幅器」



配置の変更

公然知られた意匠：イコライザー付増幅器

#### 23.5.4 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

公然知られた意匠の全部又は一部の構成比率又は公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

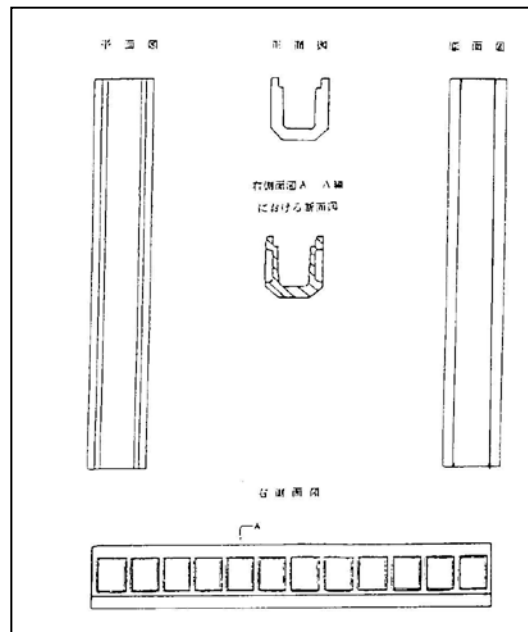
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

#### 【事例1】

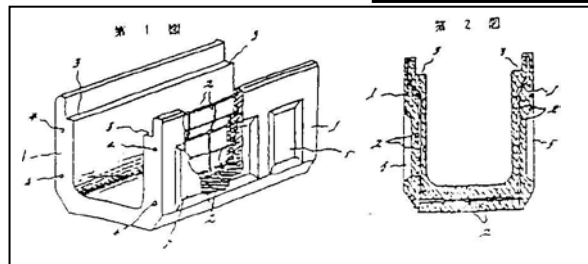
同じ断面形状を持つ押し出し成形材や繰り返し連続する側面形状を有する側溝ブロック等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「側溝用ブロック」



繰り返し連続する構成要素の単位数を増加



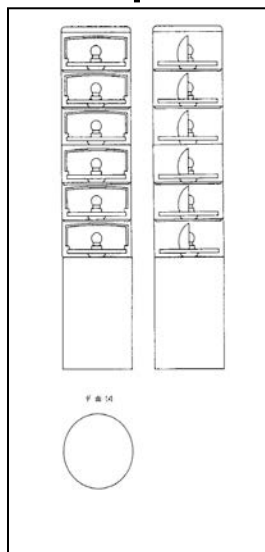
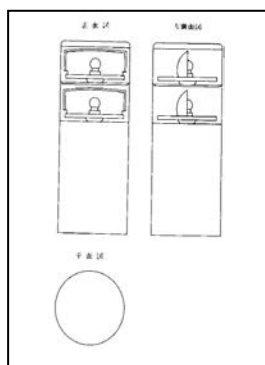
公然知られた意匠：コンクリート製排水側溝

【事例2】

その意匠の属する分野において、警告灯単位体の積み重ねの数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「回転警告灯」の警告灯単位体の積み重ねの数は二段である。



繰り返し連続する構成要素の単位数を減少

公然知られた意匠：回転警告灯

警告灯単位体の積み重ねの数は六段である。

### 23.5.5 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づく場合も同様とする。以下同じ。）をほとんどそのまま物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に表したという当業者にとってありふれた手法により創作された意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

#### 23.5.5.1 公然知られた形状や模様に基づく意匠

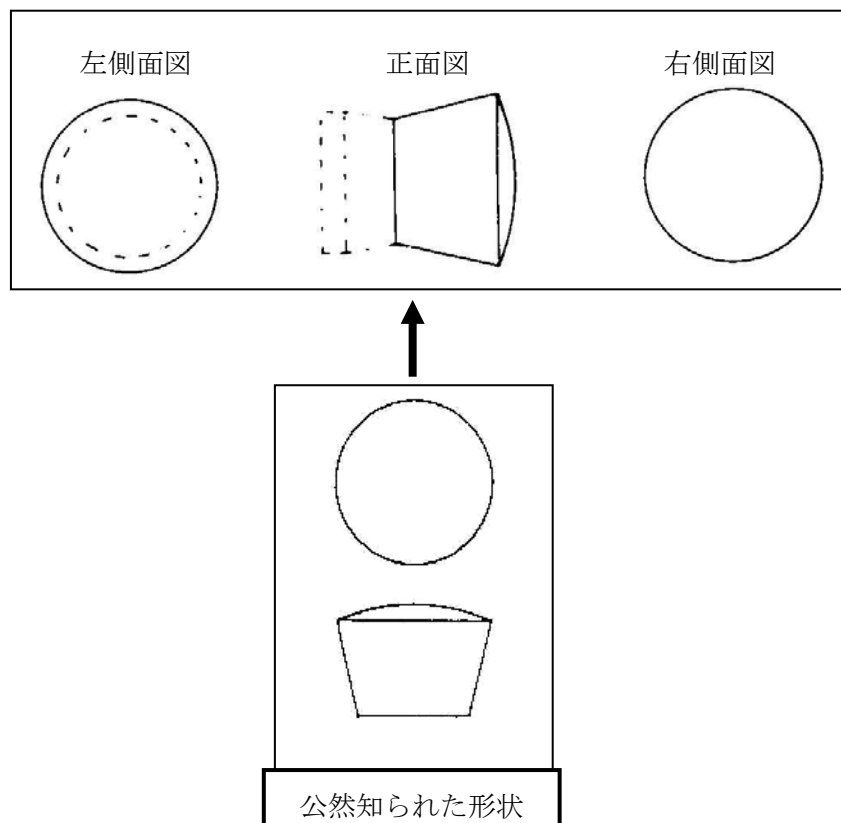
公然知られた形状や模様をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

#### 【事例】

その意匠の属する分野において、その先端を様々な幾何的形状とすることは通常行われている手法である。

#### 出願の意匠

「レーザー照射機用先端部」（部分意匠）



### 23.5.5.2 自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠

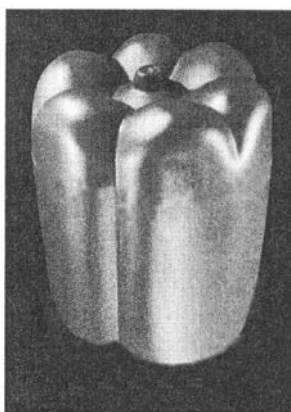
自然物（動物、植物又は鉱物）並びに公然知られた著作物及び建造物などの全部又は一部の形状、模様等をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

#### 【事例】

その意匠の属する分野において、文鎮等の形状を植物等の形状に模することは通常行われている手法である。

#### 出願の意匠

「ペーパーウェイト」



#### 【容易に創作できたものとはいえない事例】

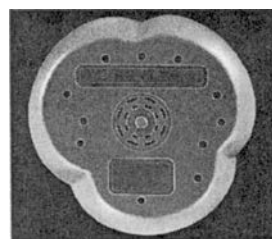
以下の「培養土用容器」の意匠は、ピーマンの形状をほとんどそのまま表したものとはいえず、当業者であっても容易に創作することのできたものとはいえない。

#### 出願の意匠

「培養土用容器」



斜視図



底面図

### 23.5.6 商慣行上の転用による意匠

非類似の物品の間に当業者にとって転用の商慣行というありふれた手法がある場合において、転用された意匠。

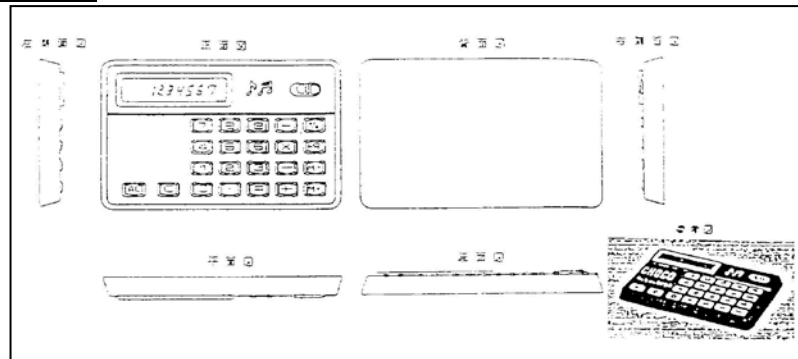
このような意匠は、当該転用の基礎となった公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

転用とは、ある物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をそれとは非類似の物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として表すことだけでなく、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて意匠を創作する過程において、技術的又は経済的要因からやむなく行われる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合の変更であって、当業者であれば誰でも加えるであろう程度にすぎない変形や、そうした変形がその意匠の属する分野において常態化している変形を加えたものをも含む。

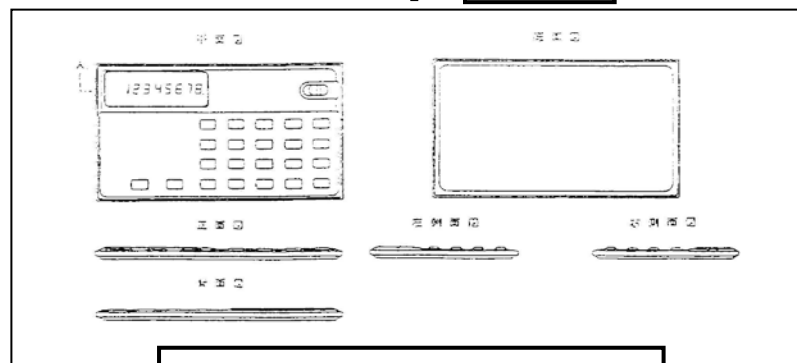
#### 【事例1】

その意匠の属する分野において、製造食品の形状を器物又は動植物等の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

出願の意匠「チョコレート」



転用



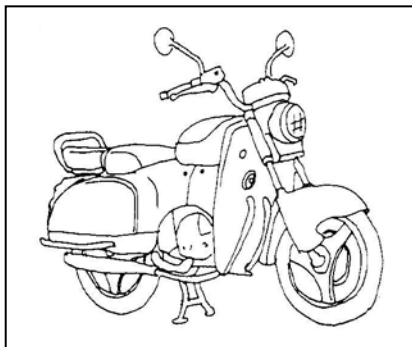
公然知られた意匠：卓上電子計算機

**【事例2】**

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

**出願の意匠**

「オートバイおもちゃ」



↑  
**転用**



**公然知られた意匠：自動二輪車**

**【容易に創作できたものとはいえない事例】**

以下の「自動車おもちゃ」の意匠は、当業者にとって商慣行上通常なされる程度の変形を超えているため、当業者であっても容易に創作することのできたものとはいえない。



### 23.6 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は公然知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合、例えば、頒布された刊行物に記載された公然知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合には、当該公然知られた意匠が記載された刊行物の書誌事項及び当該公然知られた意匠の掲載ページ等を拒絶理由通知書に記載して意匠登録出願人に当該公然知られた意匠を提示することが必要である。

一方、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は広く知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合については、証拠の提示を要さない。

### 23.7 当業者にとってありふれた手法であることの提示

創作容易な意匠というためには、当業者にとってありふれた手法によって創作されたという事実を要する。

したがって、意匠法第3条第2項の規定により拒絶の理由を通知する場合は、原則、当業者にとってありふれた手法であることを示す具体的な事実を出願人に提示することが必要である。

ただし、その手法が当業者にとってありふれたものであることが、審査官にとって顕著な事実と認められる場合、例えば、玩具業界において、本物の自動車をそっくりそのまま自動車おもちゃに転用するという手法等の場合には、必ずしもその提示を要さない。

### 23.8 意匠法第3条第1項各号との適用関係

意匠法第3条第2項は、「(前項各号に掲げるものを除く。)」と規定していることから、意匠法第3条第2項の規定は、意匠登録出願に係る意匠が、ある公然知られた意匠に対して意匠法第3条第1項各号に規定する意匠に該当しない場合に限り適用する。



## 第5部 一意匠一出願

### 51 関連条文

#### 意匠法

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

#### 意匠法施行規則

第七条 意匠法第七条の経済産業省令で定める物品の区分は、別表第一の物品の区分の欄に掲げるとおりとする。

#### 別表第一 備考

- 一 この表の下欄に掲げる物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。
- 二 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

#### 様式第2 [備考]

39 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。

### 51.1 意匠法第7条の規定

意匠法第7条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないことについて規定したものである。

意匠法第7条は、設定する権利内容の明確化という観点から定められ、一つの意匠について排他的独占権である意匠権を一つ発生させることにより、権利の安定性を確保し、無用な紛争を防止するためにとられた手続上の便宜及び権利設定後の権利侵害紛争等における便宜を考慮したものである。

また、意匠法第6条で願書に記載する旨規定している「意匠に係る物品」の欄の記載を意匠登録出願人の自由にまかせて、例えば、「陶器」という記載を認めたのでは、「花瓶」と記載した場合に比べて、その用途及び機能において非常に広汎な意匠について意匠登録出願を認めたものと同一の結果を生ずる。したがって、物品の区分については別に経済産業省令で定めることにしたのである。

#### 51.1.1 経済産業省令で定める物品の区分

経済産業省令で定める物品の区分とは、意匠法施行規則第7条に規定する別表第一に表された物品の区分である。

意匠法第7条の経済産業省令で定める物品の区分によりという規定を受けた別表第一は、物品の区分を例示している。ただし、2,400余りの物品の区分を単に50音順に列記したのでは適切な区分の検索が容易でないので、それらを65の物品群に大別し、さらにその中を適宜共通する群ごとにまとめている。別表第一の上段及び中段の表示は、単に下段の物品の区分の見出しとして位置づけられるものである。

下段に記載された物品の区分は、その意匠を認識するために必要な物品の名称の大きさを示すものであって、その物品の用途が明確に理解され、普通使用されている物品の名称と認められるものである。

#### 51.1.2 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

##### 51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

- (1) 当該分野において一般的な名称となっていないもの
- (2) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの
- (3) 総括名称を用いたもの  
(例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)
- (4) 外国文字を用いたもの
- (5) 省略された物品の区分であって普通名称化していないもの
- (6) 意匠法施行規則別表第二（以下「別表第二」という。）によらないものであるにもかかわらず「一組」との語を用いたもの

##### 51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

- (1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合

(2) 図面等において二以上の物品を表した場合（数個の物品を配列したものを含む。）

ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

#### 51.1.2.2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断

図面等において、意匠に係る物品が複数の構成物により表されている場合、意匠登録出願に係る意匠が二以上の物品に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

(1) 図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の物品であると判断する。

一方、複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には二以上の物品と判断する。

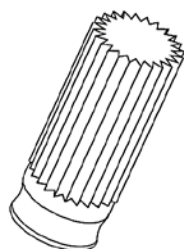
ただし、当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合には、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。

- ① 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一の形態としてのまとまりがある場合
- ② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合

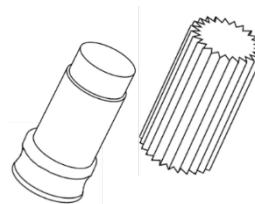
(2) 一の物品と判断されるものの例

#### 【事例1】「容器付き固形のり」

【斜視図】



【蓋を外した状態の斜視図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※一般に固形のりを手につかないように塗布したり、乾燥することを避け保管したりするためには容器に入れることが必要であることから、社会通念上固形のり及び蓋付き容器は固形のりの用途及び機能を果たすために必須であるものと認められ、一の物品と判断される。

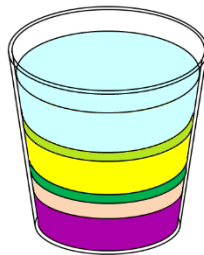
### 【事例2】「トランプ」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※トランプは、ハート、ダイヤ、クラブ、スペードの13枚4組（1～10の数字札、ジャック、クイーン及びキングからなる絵札の13枚からなる）にジョーカーを加えたカードゲームとして広く知られており、社会通念上トランプの用途及び機能を果たすためにはこれらのカードが揃っていることが必須であることから、一の物品と判断される。

### 【事例3】「容器付きゼリー」

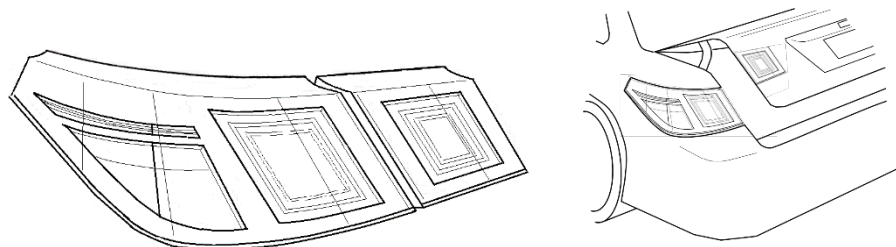


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※容器付きゼリーは、容器から出してゼリーのみを食器等に移すことも可能であるから、一の特定の要素及び機能を果たすために必須とまではいえないが、透明容器とその外方から視認可能な複数色からなるゼリーとが一体的に創作されており、また、社会通念上一体的に製造され、一体的に市場で流通するとともに、食に付すときにおいても一体的であることを補完的に考慮すると、一の物品と判断される。

#### 【事例4】「乗用自動車用尾灯」

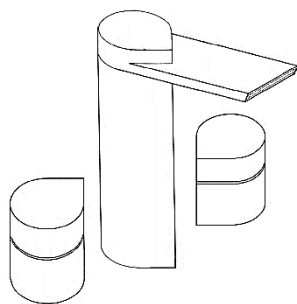
【自動車に装着した状態を示す参考図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この自動車用尾灯は、トランクに取り付ける部品と車体に取り付ける部品とで物理的に分離しているものであるが、社会通念上、これらの2つの部品を一のまとまりとして自動車用尾灯と認識され、かつ、いずれも自動車用尾灯の用途及び機能を果たすために必須のものであるので、一の物品と判断される。

#### 【事例5】「湯水混合水栓」

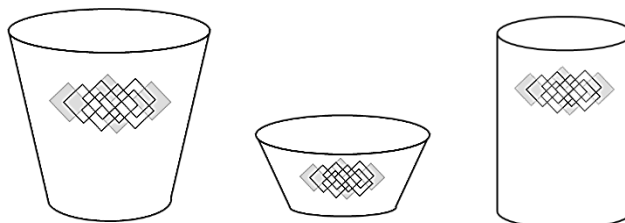


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この湯水混合水栓は、吐水口とハンドルが物理的に分離しているものであるが、社会通念上、これらの3つの部品が一のまとまりとして湯水混合水栓と認識され、かつ、いずれも湯水混合水栓の用途及び機能を果たすために必須のものであることに加え、一のまとまりある造形がなされており、一の物品と判断される。

### (3) 二以上の物品と判断されるものの例

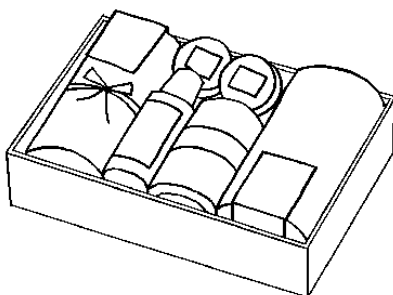
#### 【事例1】「コップ」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※これら複数のコップが社会的通念上一の固有の用途及び機能を果たすために必須のものであるとは認められず、また、これらコップは共通した模様が付されているものの、これら全てについての造形上、まとまりのある創作がなされているともいい得ないこと、さらにこれら複数のコップについて、セットとして販売されることが一般的であるともいい得ないこと等から、一の物品と判断することはできず、二以上の物品と判断される。

#### 【事例2】「ギフトセット」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※ギフトセットの多くは贈答用に販売するために複数の物品を一の容器に収めたものであって、その組み合わせも様々存在すること、さらに内容物として多数の物品が含まれており、これら全てが一の固有の用途及び機能を果たすためのものとは認められないことから、一の物品と判断することはできない。

### 51.1.2.3 部分意匠についての取扱い

部分意匠についての意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7.1「意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例」を参照されたい。

## 第7部 個別の意匠登録出願

### 第4章 画像を含む意匠

#### 74 関連条文

##### 意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

- 2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。（第3項及び第4項略）

##### 意匠法施行規則

##### 様式第2〔備考〕

39 （第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

- 40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

##### 様式第6〔備考〕

8 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。



- 14 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 22 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【〇〇断面図】」、「【〇〇切断部端面図】」、「【〇〇拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

#### 様式第7〔備考〕

- 4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から24までと同様とする。

### 74.4.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、画像を含む意匠（意匠法第2条第1項及び第2項により認められるもの全て。）の構成態様において、それらの基礎となる構成要素や具体的態様が本願出願前に公然知られ、又は広く知られており、それらの構成要素を、ほとんどそのまま、又は当該分野においてよく見られる改変を加えた程度で、当該分野においてありふれた手法である単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置換えなどがされたにすぎないものであるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

#### 74.4.3.1 その意匠の属する分野における通常知識を有する者について

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常知識を有する者とは、意匠登録出願の時に、本願意匠の意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常知識に加え、本願意匠と意匠に係る物品の異同を問わない画像に係る意匠（画像部分の用途及び機能、並びに、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）に関しても、通常知識を有する者をいう。

#### 74.4.3.2 当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例

- (1) 画像を含む意匠の分野においてよく見られる改変の例  
形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、

- (a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更
- (b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加
- (c) (a)及び(b)のよく見られる改変の単なる組合せ
- (2) 画像を含む意匠の分野においてありふれた手法の例
  - (a) 置換
  - (b) 寄せ集め
  - (c) 配置の変更
  - (d) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減
  - (e) 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用
  - (f) フレーム分割態様の変更
  - (g) まとまりある区画要素の削除
  - (h) 既存の変化態様の付加
  - (i) (a)乃至(h)のありふれた手法の単なる組合せ

#### 74.4.3.3 変化する画像について

変化する画像についての意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合

②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものでない場合

#### 74.4.3.4 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

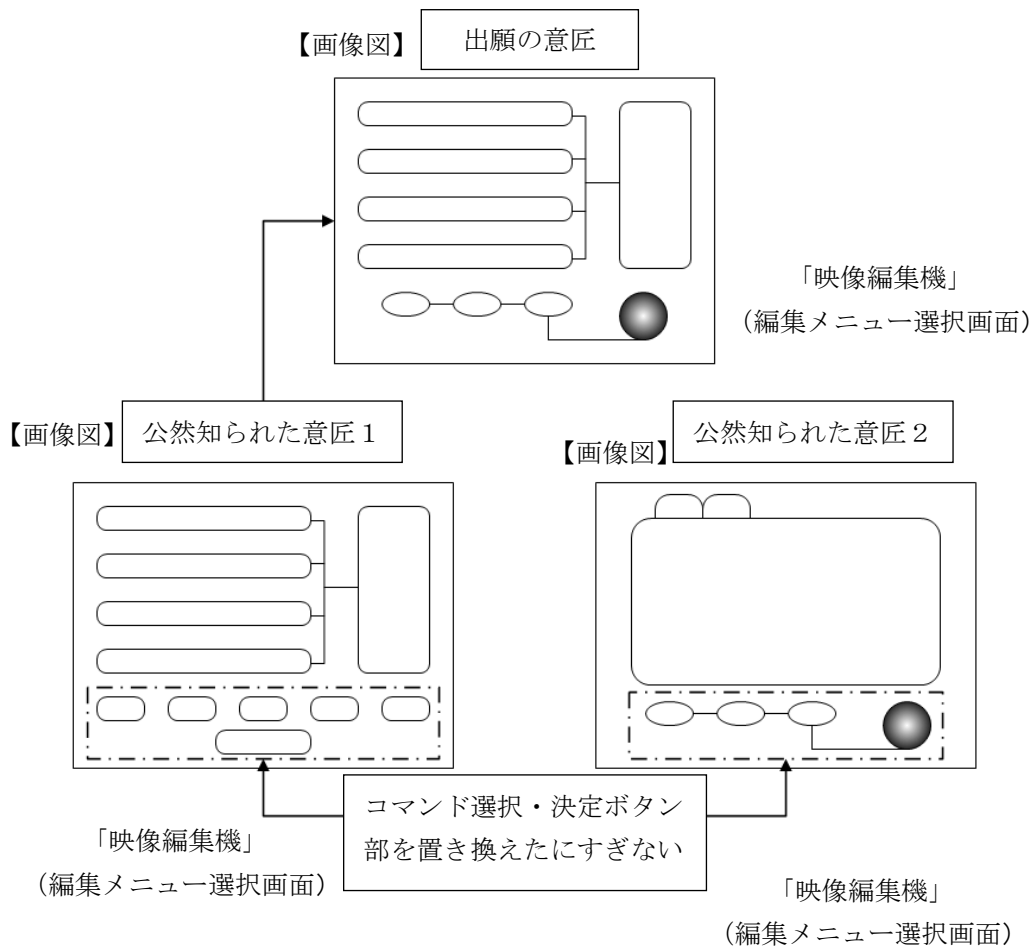
意匠法第3条第2項の規定の適用について判断を行うに際して、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。ただし、当該判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合には、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

### 74.4.3.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

#### ① 置換による意匠

##### 【事例】

公然知られた画像の一部を、他の画像の一部によりほとんどそのまま置き換えて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

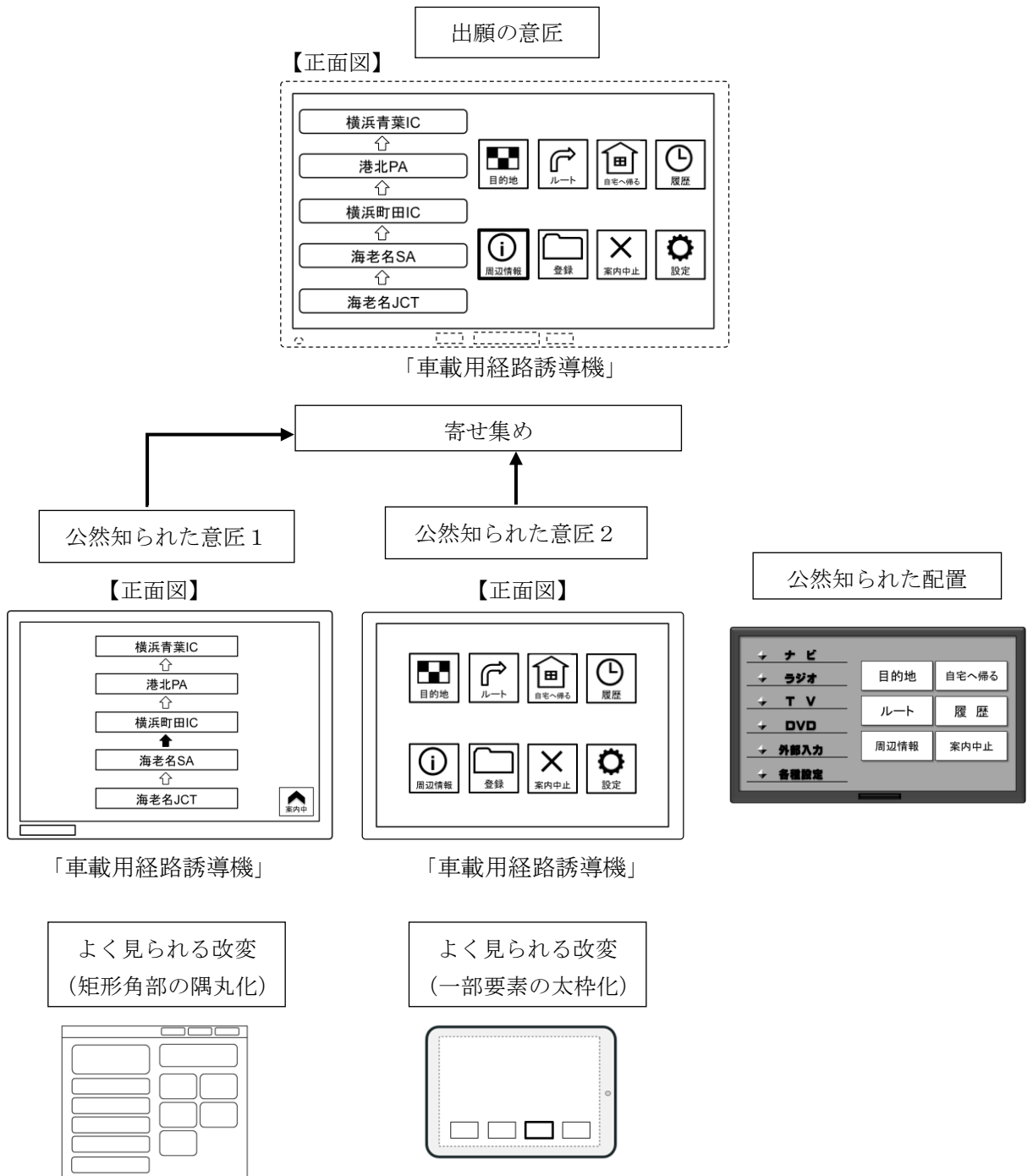


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

② 寄せ集めによる意匠

【事例】

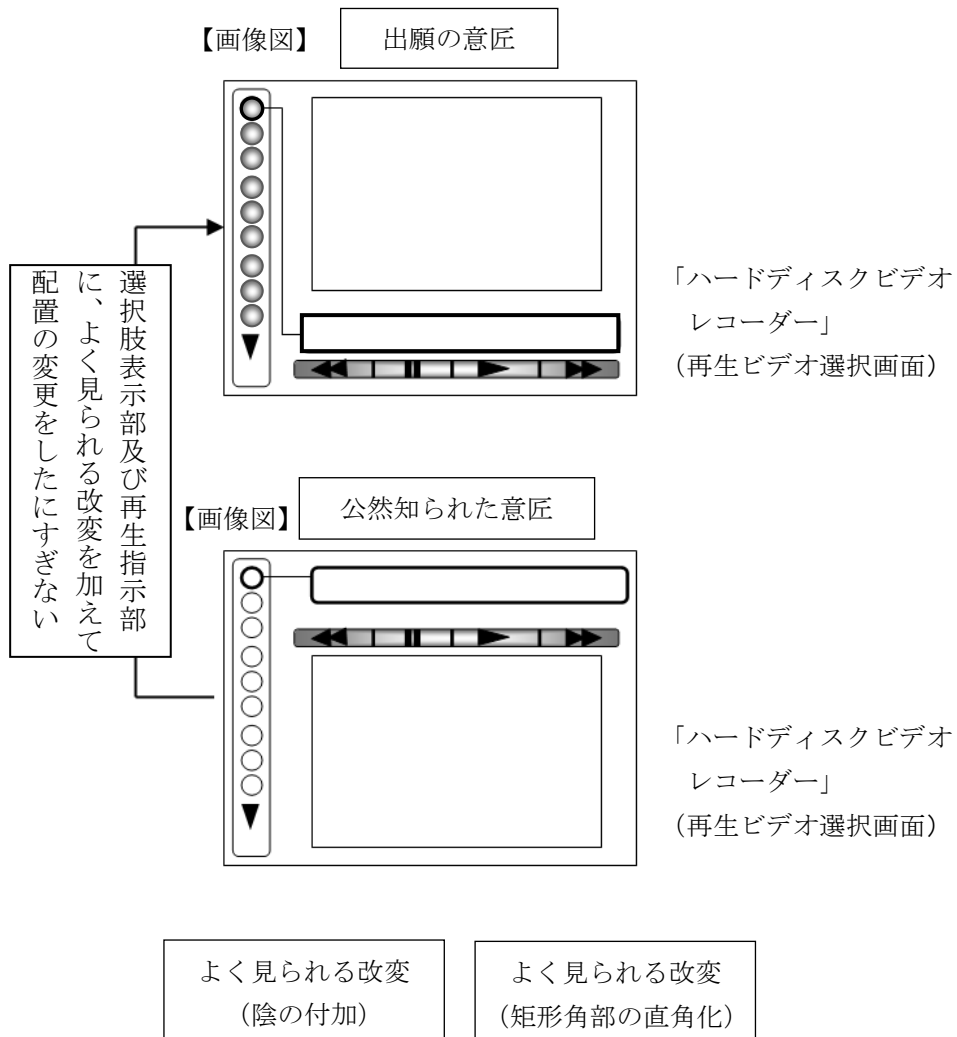
公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて寄せ集めて、一つの画像を構成したにすぎない意匠



③ 配置の変更による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、よく見られる改変を加えて、配置を変更して表したにすぎない意匠

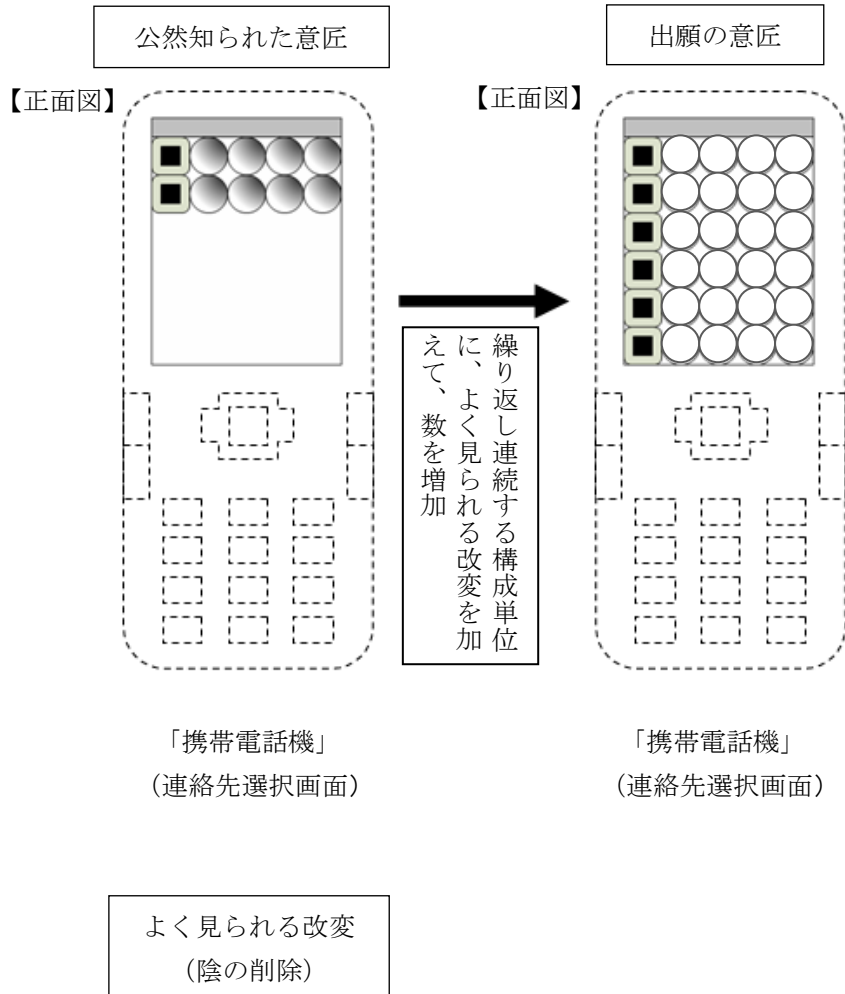


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

④ 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

公然知られた画像の繰り返し連続する構成単位に、よく見られる改変を加えて、数を増加させて表したにすぎない意匠

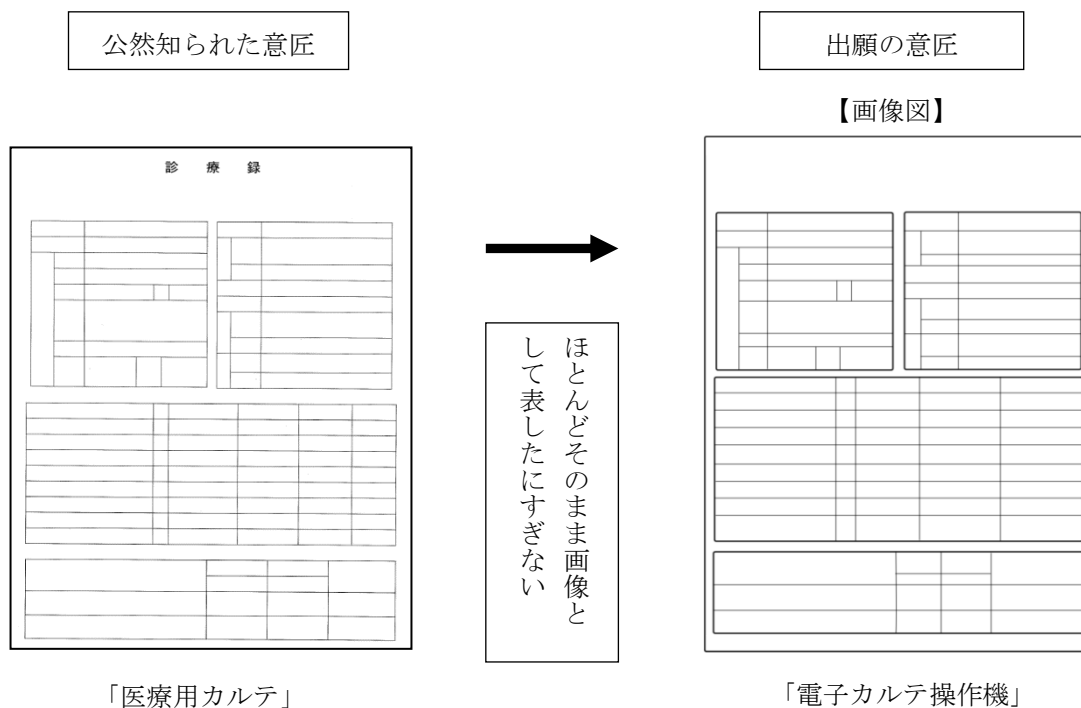


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑤ 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用による意匠

【事例1】

公然知られた物品の外観を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠

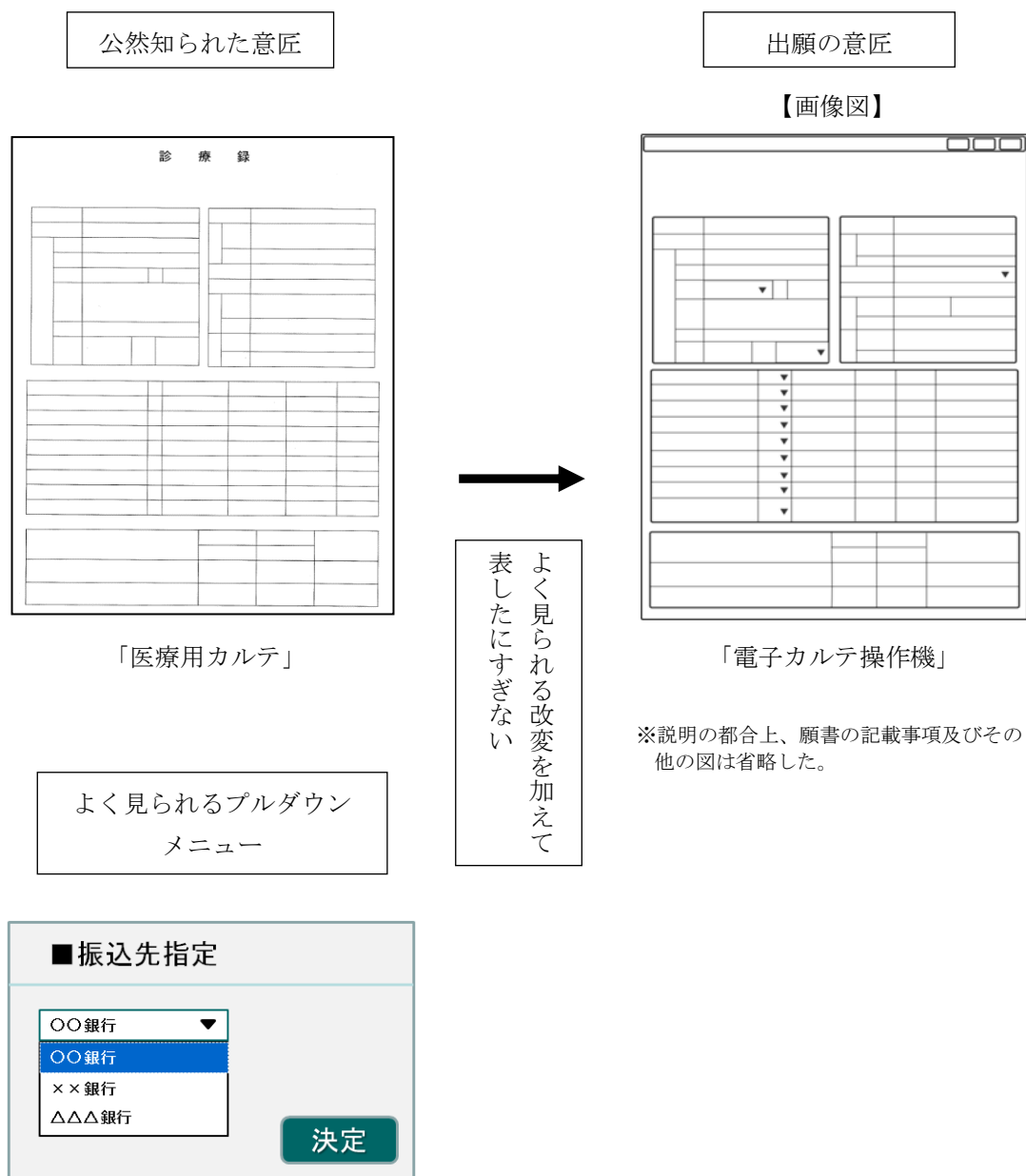


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。



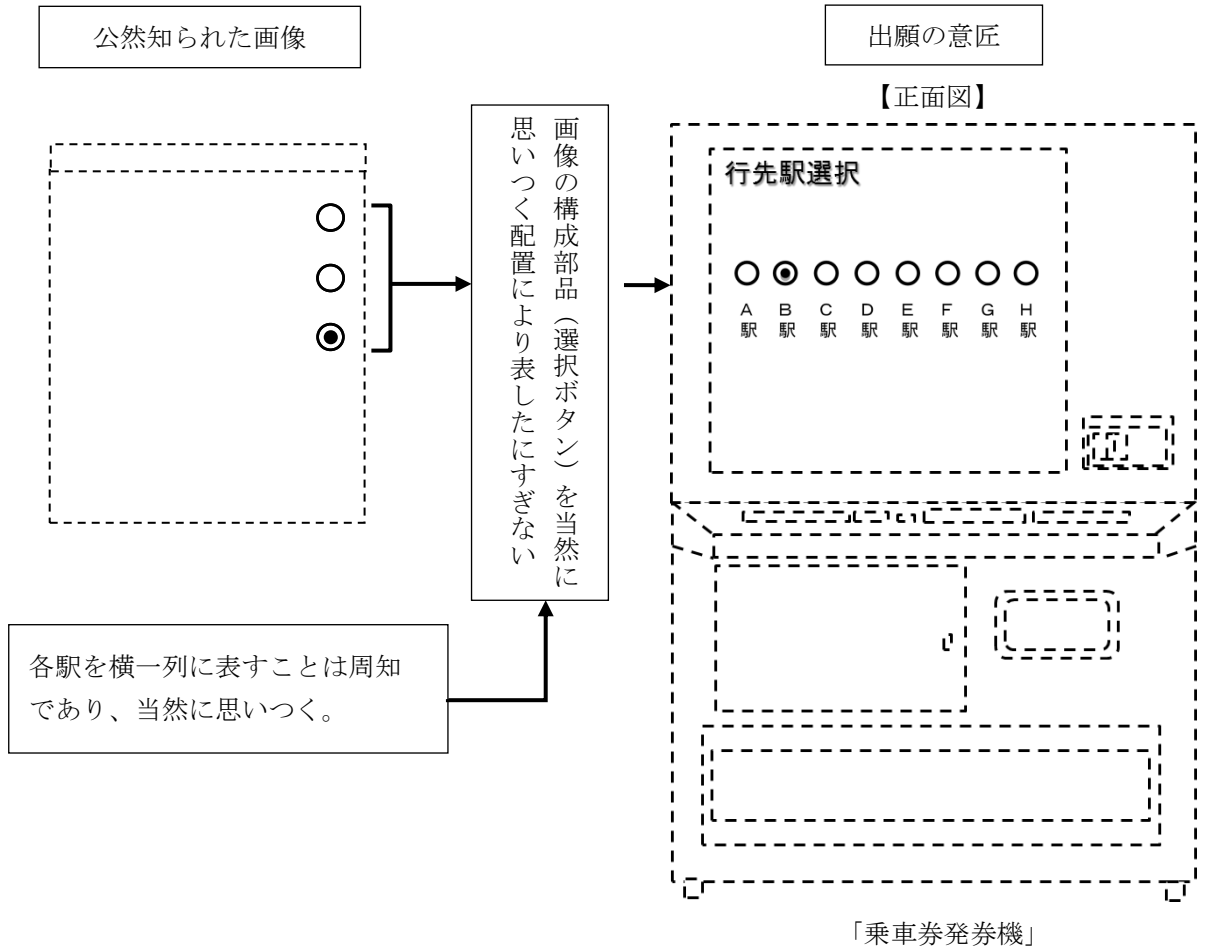
## 【事例2】

公然知られた物品の外観を、よく見られる改変を加えて、画像として表したにすぎない意匠



【事例3】

公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（1）



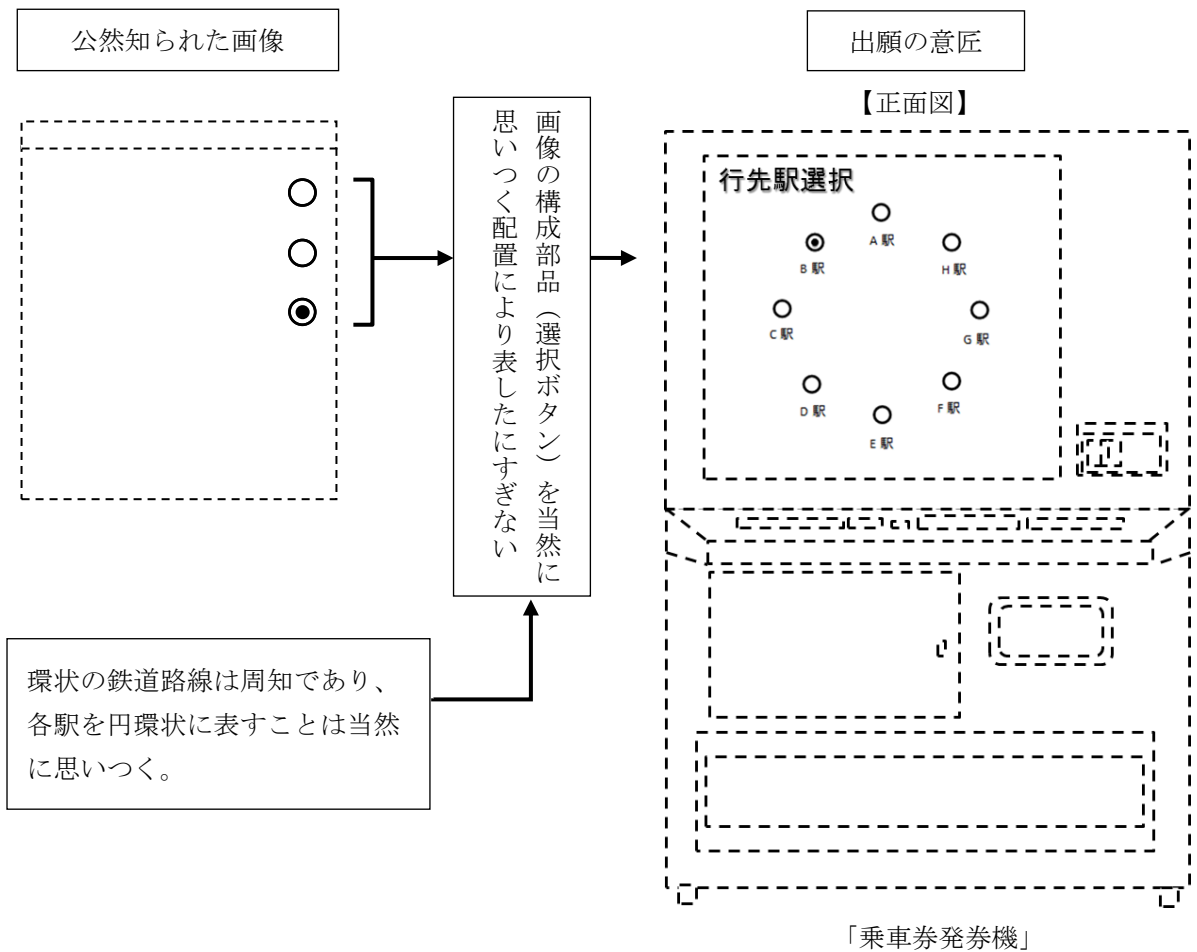
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】画像の構成部品の例

- チェックボックス
- ラジオボタン
- スクロールバー
- スライダー

【事例4】

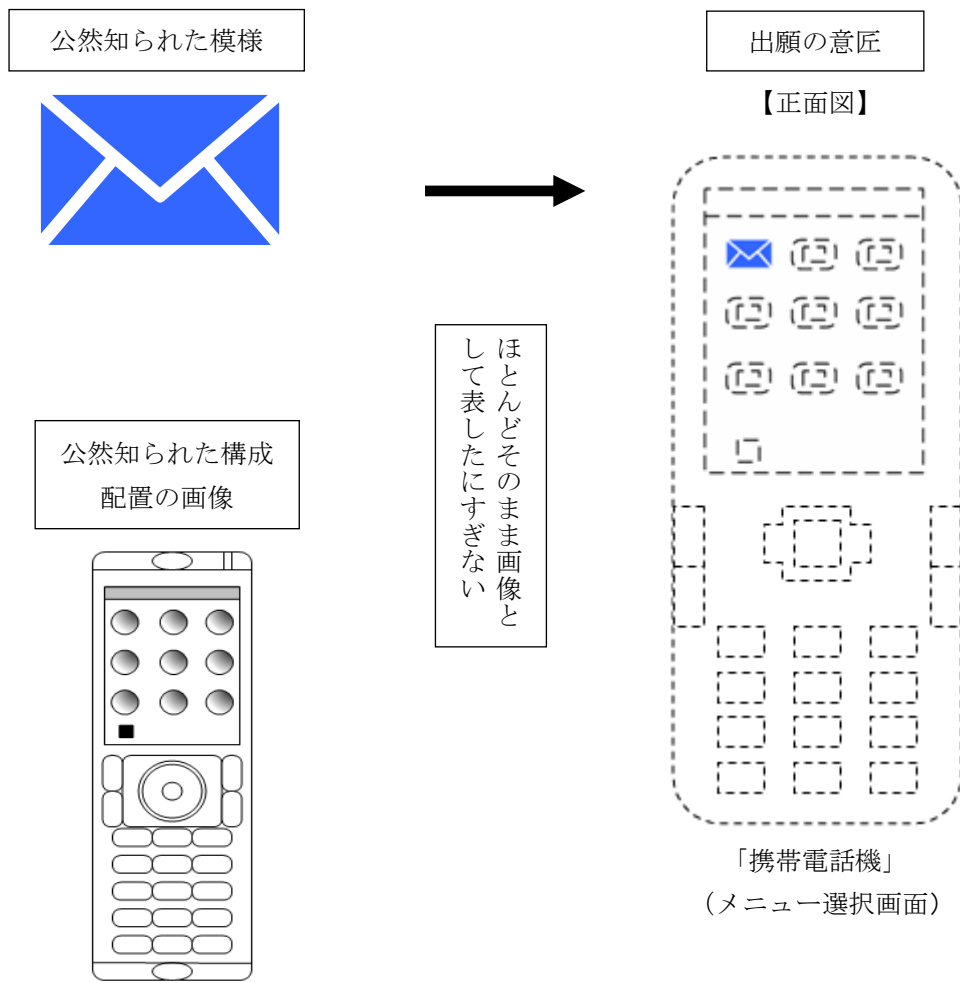
公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（2）



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例5】

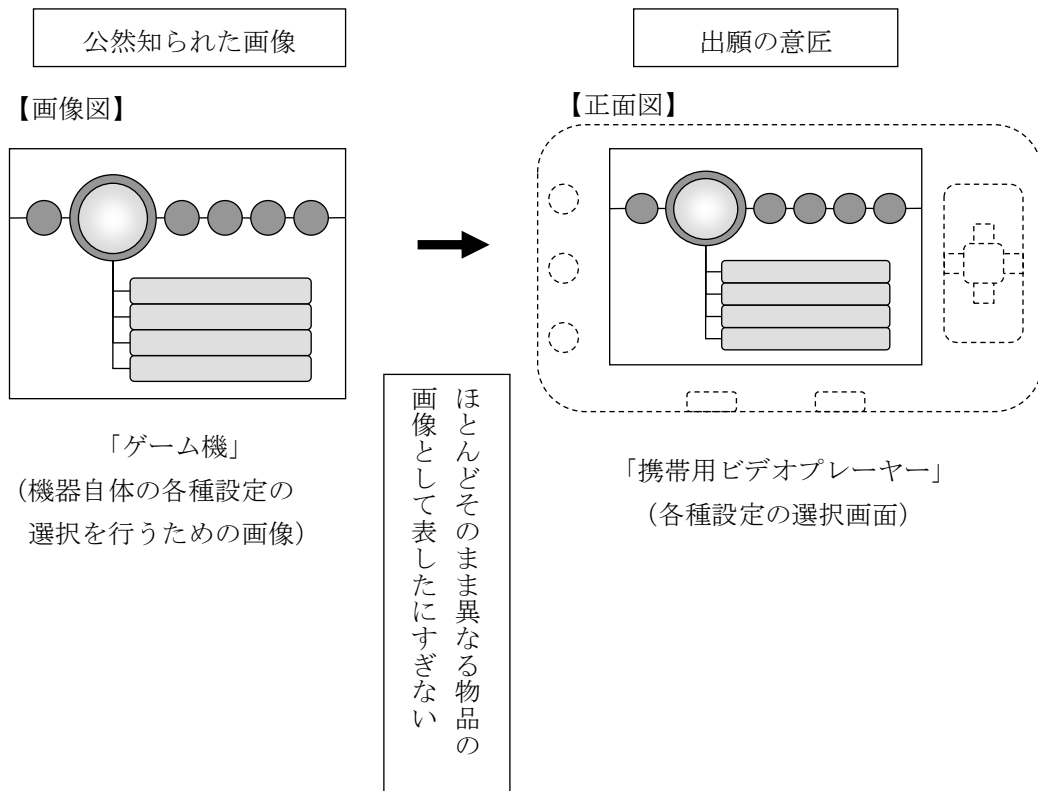
公然知られた模様を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例6】

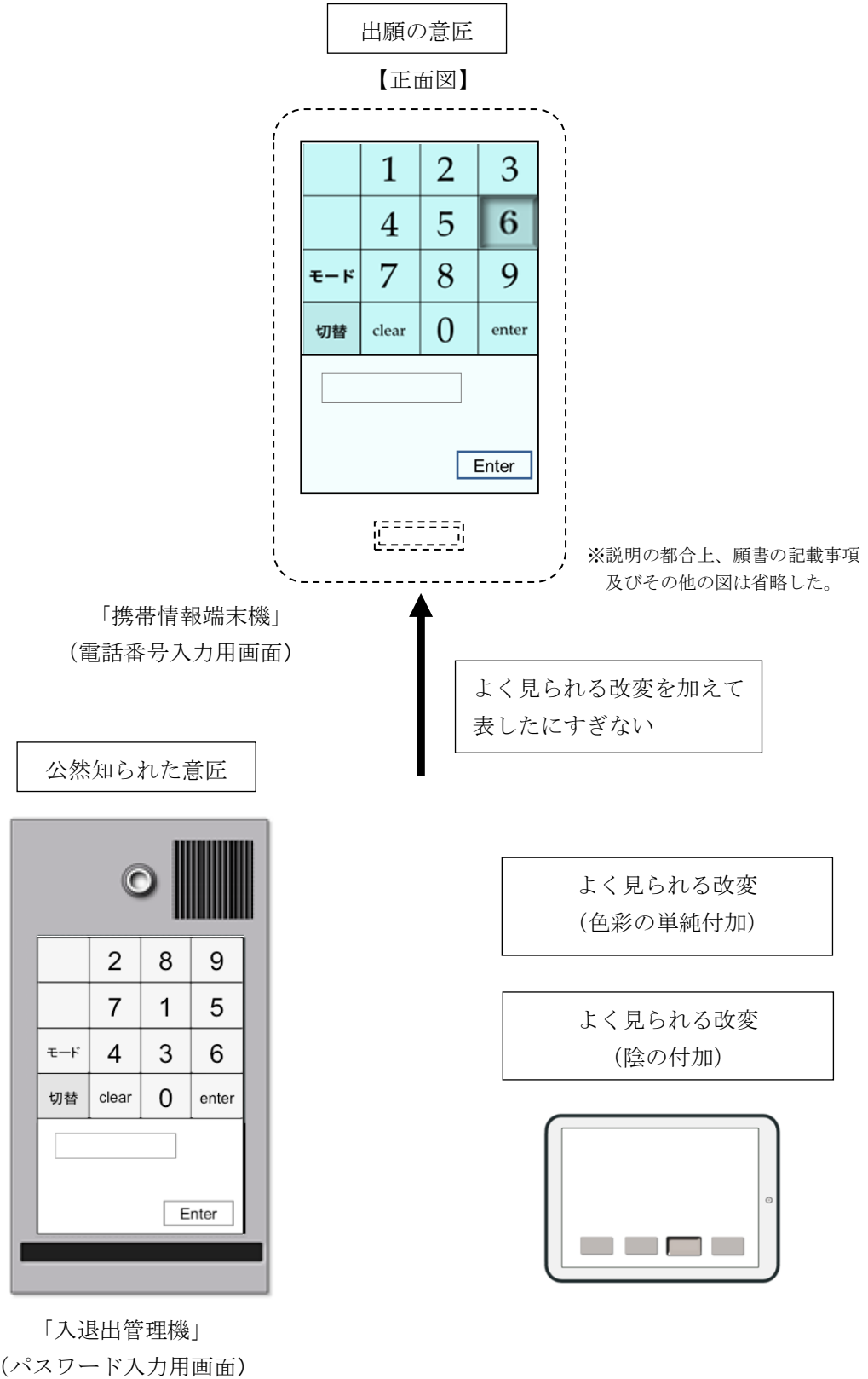
公然知られた画像を、ほとんどそのまま、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例7】

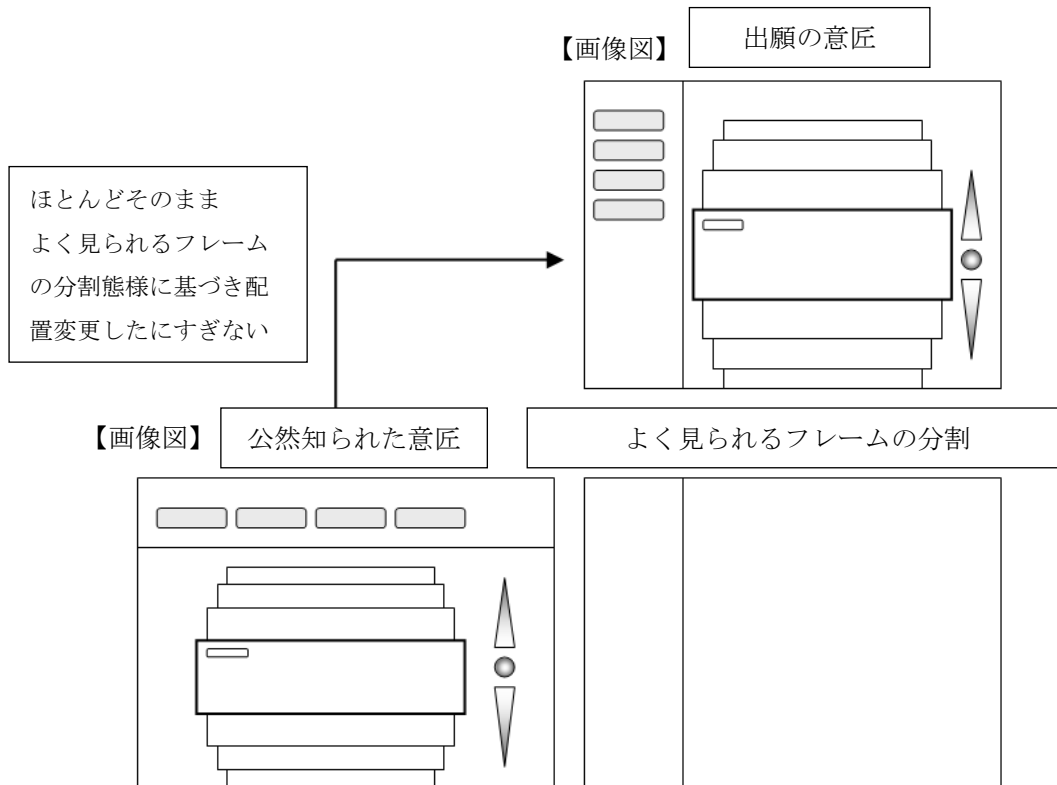
公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠



⑥ フレーム分割態様の変更による意匠

【事例】

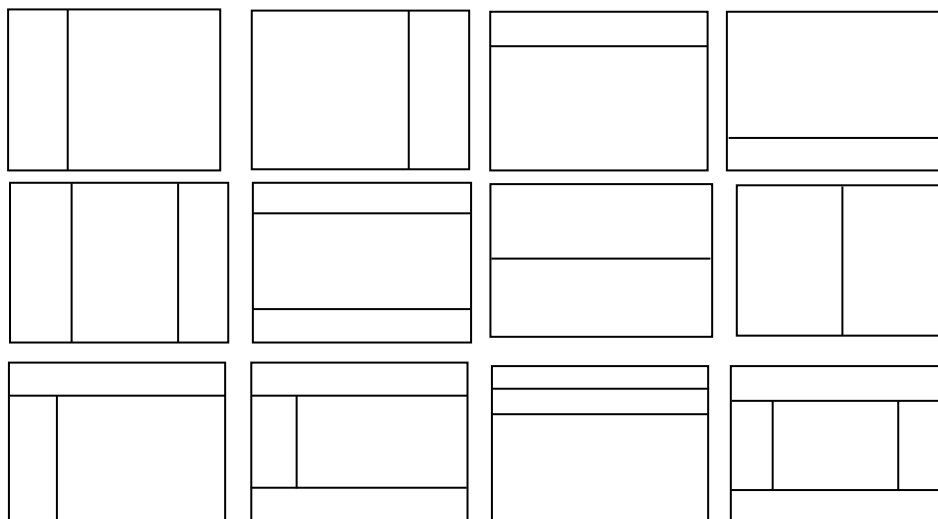
公然知られた画像を、ほとんどそのまま、よく見られるフレームの分割態様に基づき配置変更して表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】

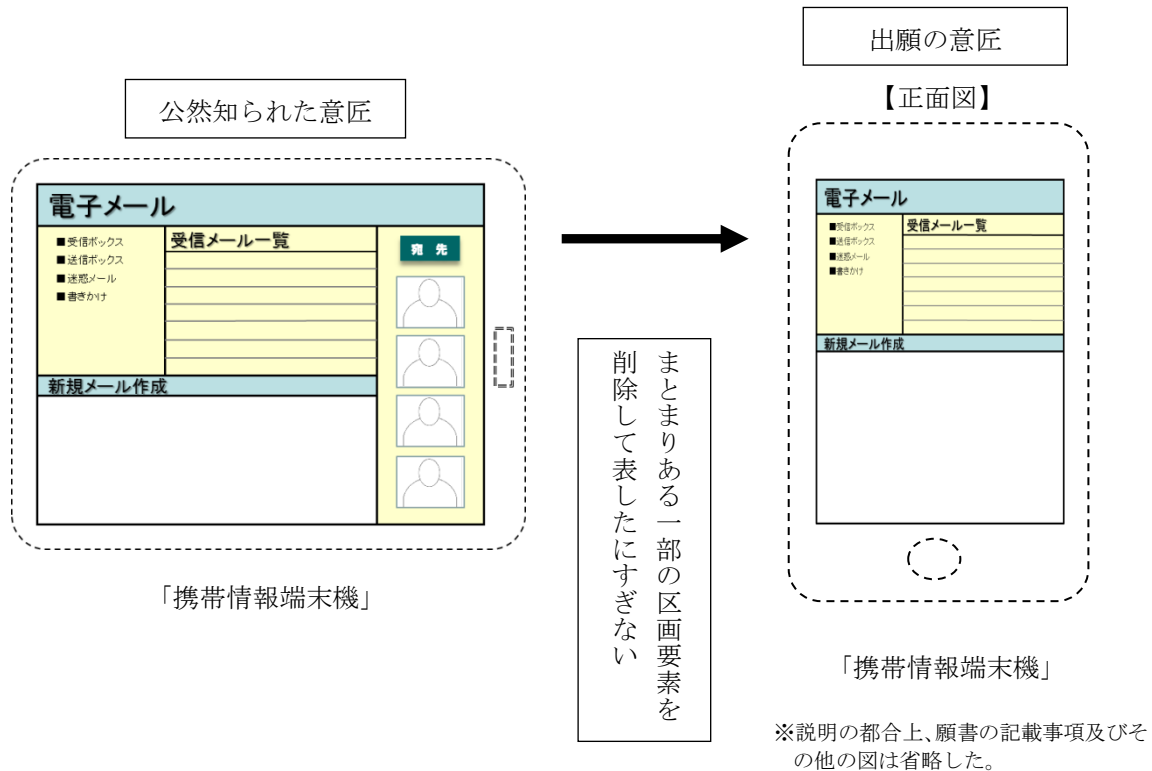
よく見られるフレームの分割態様の例



⑦ まとまりある区画要素の削除による意匠

【事例】

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、まとまりある一部の区画要素を削除して表したにすぎない意匠

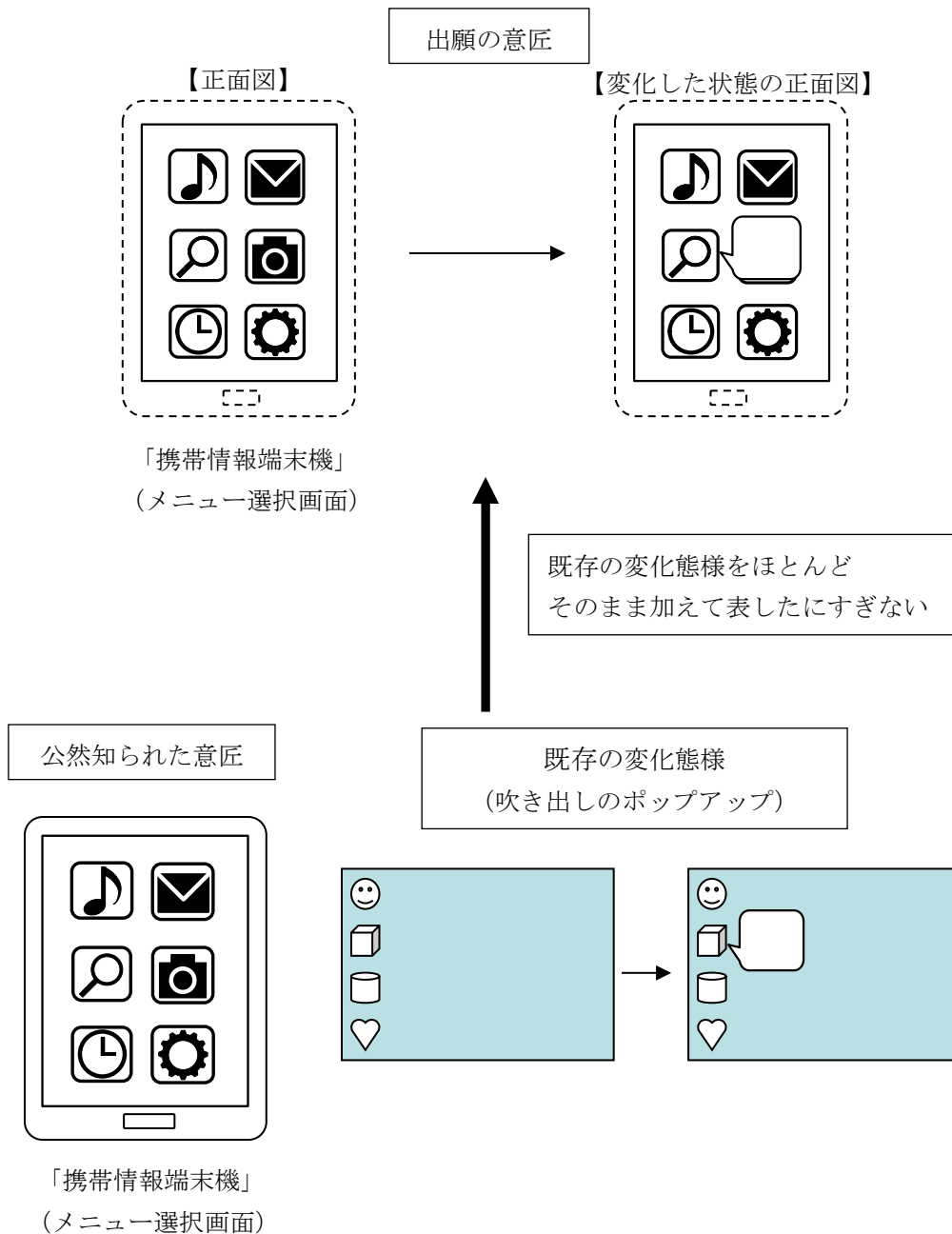




⑧ 既存の変化態様の付加による意匠

【事例1】

公然知られた画像に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

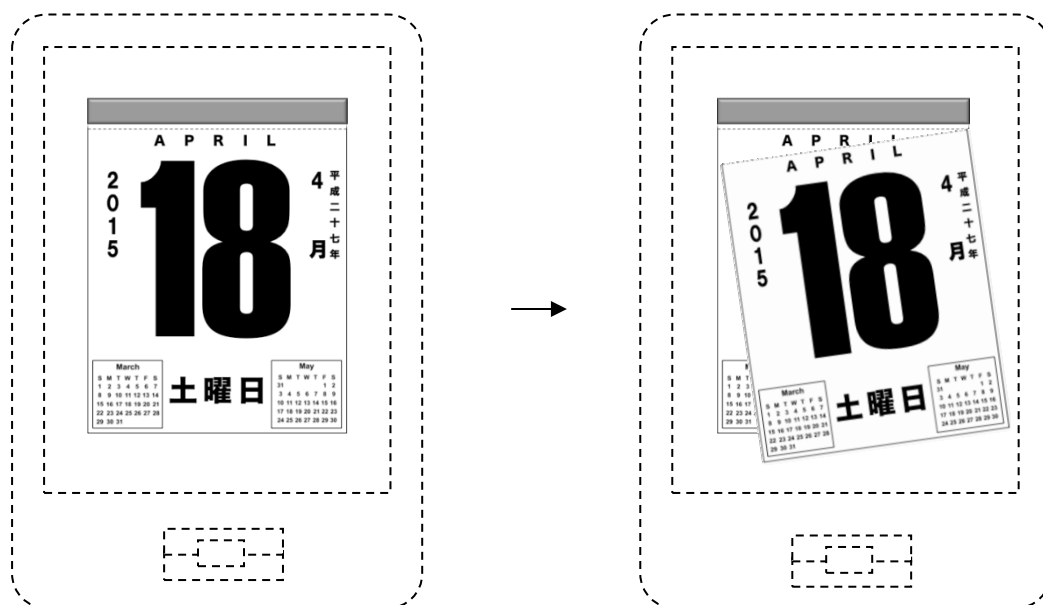
【事例2】

公然知られた物品の外観に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて、画像として表したにすぎない意匠

出願の意匠

【正面図】

【変化した状態の正面図】



「携帯情報端末機」  
(カレンダー表示画面)

既存の変化態様をほとんどそのまま  
加えて画像として表したにすぎない

※説明の都合上、願書の記載事項及び  
その他の図は省略した。

公然知られた意匠



「日めくりカレンダー」